

資料編

(関係法令については、本報告書に関連する箇所のみを抜粋)

・医療法（平成26年改正後）	113
・医療法施行規則	123
・厚生労働省「持分なし医療法人への移行に関する手引書」（平成26年9月26日）	131
・厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）について」（平成26年1月26日）	179
・財務省「租税特別措置法等（相続税・贈与税）の改正」解説	193
・租税特別措置法	210
・租税特別措置法施行規則	219
・租税特別措置法施行令	224
・相続税法	233
・相続税法施行令	233
・法令解釈通達	234

【医療法(抄)】

第六章 医療法人

第一節 通則

第三十九条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第四十条 医療法人でない者は、その名称中に、医療法人という文字を用いてはならない。

第四十条の二 医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第四十一条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「指定管理者として管理する病院等」という。))を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項及び第三項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

八 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホームの設置

第四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。))は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

二 社団たる医療法人の社員のうちには、各社員について、その社員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が社員の総数の三分の一を超えて含まれることが

ないこと。

三 財団たる医療法人の評議員のうちには、各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の一を超えて含まれることがないこと。

四 救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県(二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県)において行っていること。

五 前号の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していること。

イ 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備

ロ 当該業務を行うための体制

ハ 当該業務の実績

六 前各号に掲げるもののほか、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

七 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

2 都道府県知事は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 収益業務に関する会計は、当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務及び前条各号に掲げる業務に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第四十三条 医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

第二節 設立

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもって、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。)の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

九 解散に関する規定

十 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

3 財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めずに死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。

4 医療法人の設立当初の役員は、定款又は寄附行為をもつて定めなければならない。

5 第二項第九号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

6 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第四十一条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

第四十六条 医療法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて、成立する。

2 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かななければならない。

第三節 管理

第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かななければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くもつて足りる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 この法律、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮二以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

第四十六条の三 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2 前条第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(次条第二項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

第四十六条の四 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

- 4 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 5 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
- 6 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。
- 7 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。

2 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第四十八条 監事は、理事又は医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第四十八条の二 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十八条の三 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

4 議長は、社員総会において選任する。

5 理事長は、総社員の五分之一以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

6 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

- 7 社団たる医療法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によつて行ふ。
- 8 社員総会においては、第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 9 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 10 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第四十八条の四 社員は、各一個の議決権を有する。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 3 社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、議決権を有しない。

第四十九条 財団たる医療法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員(第四十六条の二第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員)をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一以上の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。
- 6 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画の決定又は変更
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散
- 六 その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十九条の三 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十九条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 評議員は、当該財団たる医療法人の役員を兼ねてはならない。

第五十条 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

第五十条の二 医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

2 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。

3 社会医療法人(厚生労働省令で定めるものに限る。)の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十一条の二 医療法人(社会医療法人を除く。)は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 一 事業報告書等
- 二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)
- 三 定款又は寄附行為

2 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 一 前項各号に掲げる書類
- 二 前条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士又は監査法人の監査報告書(以下「公認会計士等の監査報告書」という。)

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 事業報告書等
- 二 監事の監査報告書
- 三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第五十三条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五十四条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

第四節 社会医療法人債

第五十四条の二～第五十四条の八 一略一

第五節 解散及び合併

第五十五条 社団たる医療法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款をもつて定めた解散事由の発生
- 二 目的たる業務の成功の不能
- 三 社員総会の決議
- 四 他の医療法人との合併
- 五 社員の欠亡
- 六 破産手続開始の決定
- 七 設立認可の取消し

2 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 寄附行為をもつて定めた解散事由の発生
- 二 第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由

4 医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

5 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

6 第一項第二号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

8 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第三項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十六条の二～第五十六条の十七 一略一

第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。

- 3 財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人は、それぞれ当該各号に定める種類の医療法人でなければならない。
 - 一 合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合 社団たる医療法人
 - 二 合併をする医療法人が財団たる医療法人のみである場合 財団たる医療法人
- 5 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八条 医療法人は、前条第五項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

第五十九条 医療法人は、前条の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

第六十一条 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人は、合併によつて消滅した医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

第六十二条 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によつて設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六節 監督

第六十三条～第六十八条の三 一略一

第六十九条から第七十一条まで 削除

第七章 雑則

第七十一条の二 ～ 第七十一条の六 一略一

第八章 罰則

第七十一条の七～第七十七条 一略一

〔附則(抄)〕

(新医療法人への円滑な移行)

第十条の二 政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人(施行日前に設立された社団たる医療法人又は施行日前に医療法第四十四条第一項の規定による認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた社団たる医療法人であつて、その定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの及び残余財産の帰属すべき者として同条第五項に規定する者以外の者を規定しているものをいう。次条及び附則第十条の四において同じ。)の新医療法人(社団たる医療法人であつて、その定款に残余

財産の帰属すべき者として同法第四十四条第五項に規定する者を規定しているものをいう。以下同じ。)への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(移行計画の認定)

第十条の三 経過措置医療法人であって、新医療法人への移行をしようとするものは、その移行に関する計画(以下「移行計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 移行計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新医療法人であって、次に掲げる医療法人のうち移行をしようとするもの

イ 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人

ロ 特定の医療法人(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十七条の二第一項の規定による国税庁長官の承認を受けた医療法人をいう。)

ハ 基金拋出型医療法人(その定款に基金(社団たる医療法人に拋出された金銭その他の財産であって、当該社団たる医療法人が当該拋出をした者に対して返還義務(金銭以外の財産については、当該拋出をした時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定めた医療法人をいう。)

ニ イからハマまでに掲げる医療法人以外の医療法人

二 移行に向けた取組の内容

三 移行に向けた検討の体制

四 移行の期限

五 その他厚生労働省令で定める事項

3 移行計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 出資者名簿(各出資者の氏名又は名称及び住所、出資額並びに持分(定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利をいう。)の放棄の見込みを記載した書類をいう。)

三 その他厚生労働省令で定める書類

4 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 移行計画が当該申請に係る経過措置医療法人の社員総会において議決されたものであること。

二 移行計画が新医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること。

三 移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して三年を超えない範囲内のものであること。

5 第一項の認定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

(移行計画の変更等)

第十条の四 前条第一項の規定による移行計画の認定を受けた経過措置医療法人(以下「認定医療法人」という。)は、当該認定に係る移行計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、認定医療法人が前条第一項の認定に係る移行計画(前項の認定があったときは、その変更

後のもの。以下「認定移行計画」という。)に従って新医療法人への移行に向けた取組を行っていないと認めるとき、その他厚生労働省令で定めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 厚生労働大臣は、認定医療法人が認定移行計画に記載された前条第二項第四号の移行の期限までに新医療法人にならなかったときは、その認定を取り消すものとする。

4 前二項の規定により認定を取り消された経過措置医療法人は、更に前条第一項の認定を受けることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(提出期限の特例)

第十条の五 認定医療法人については、医療法第五十二条第一項中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

(認定の失効)

第十条の六 認定医療法人が新医療法人になったときは、当該認定医療法人が受けた附則第十条の三第一項の認定(附則第十条の四第一項の認定を含む。)は、その効力を失う。

(援助)

第十条の七 政府は、認定医療法人に対し、認定移行計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告)

第十条の八 認定医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、認定移行計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第十条の九 附則第十条の三及び第十条の四並びに前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

【医療法施行規則(抄)】

第五章 医療法人

(医療法人の資産)

第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

(医療法人の社員等と特殊の関係がある者)

第三十条の三十五 法第四十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に規定する役員、社員又は評議員(以下「社員等」という。)と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- 三 前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とすること。
 - ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。
 - ハ 当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。
- ニ 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人その他これに準ずるもの(以下「公益法人等」という。)を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とすること。
- ホ その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- ヘ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ト その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- チ 当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業(法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の

二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。)に係る費用の額を超えてはならないこと。

リ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

ヌ 当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は偽装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。))の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 前項第一号チに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産

四 前三号の業務を行うために保有する財産(前三号に掲げる財産を除く。)

五 第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

六 将来の特定の事業(定款又は寄附行為に定められた事業に限る。)の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

(社会医療法人に係る認定の申請事項)

第三十条の三十六 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が、令第五条の五に基づき、社会医療法人の要件に係る事項として申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該医療法人の業務のうち、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当するものが法第三十条の四

第二項第五号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別

二 前号の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地

2 令第五条の五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款又は寄附行為の写し

二 法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類

三 法第四十二条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
(基金)

第三十条の三十七 社団である医療法人(持分の定めのあるもの、法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人を除く。社団である医療法人の設立前にあつては、設立時社員。以下この条において「社団医療法人」という。)は、基金(社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団医療法人が拠出者に対して本条及び次条並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいう。以下同じ。)を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

一 基金の拠出者の権利に関する規定

二 基金の返還の手続

2 前項の基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第三十条の三十八 基金の返還は、定時社員総会の決議によつて行わなければならない。

2 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

一 基金(次項の代替基金を含む。)の総額

二 資産につき時価を基準として評価を行つている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行つたことにより増加した貸借対照表上の純資産額

三 資本剰余金の価額

3 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

4 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

(持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行)

第三十条の三十九 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

2 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

(設立の認可の申請)

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

- 二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 三 設立決議録
- 四 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 六 法第四十二条第四号又は第五号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 八 設立者の履歴書
- 九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類
- 十 役員の就任承諾書及び履歴書
- 十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面(残余財産の帰属すべき者となることができる者)

第三十一条の二 法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの
- 二 財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)

第三十一条の三 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数
- 二 常時勤務する医師又は歯科医師の数
- 三 理事を一人又は二人にする理由

(医師又は歯科医師以外でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請)

第三十一条の四 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該理事の住所及び氏名
- 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十一条の五 法第四十七条第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理事に加えない管理者の住所及び氏名並びに当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 二 当該管理者を理事に加えない理由

(定款等の変更の認可)

第三十二条 法第五十条第一項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
- 二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

- 2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。
- 3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。
- 4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十二条の二 法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十一号に掲げる事項とする。

(法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める書類等)

第三十三条 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は次に掲げる書類とする。

- 一 社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 二 社会医療法人債発行法人(法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人をいい、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。次項及び第三項において同じ。)については次に掲げる書類
 - イ 前号に掲げる書類(当該社会医療法人債発行法人が社会医療法人である場合に限る。)
 - ロ 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
- 2 社会医療法人債発行法人は、法第五十一条第一項の規定に基づき、同項に規定する事業報告書等のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前項第二号ロに掲げる書類を作成するに当たっては、別に厚生労働省令で定めるところにより作成するものとする。
- 3 法第五十一条第三項に規定する社会医療法人は、社会医療法人債発行法人である社会医療法人とする。
(事業報告書等の届出等)

第三十三条の二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。)には、副本を添付しなければならない。

2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。)であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。

第三十三条の三～第三十三条の二十四 一略一

(解散の認可の申請)

第三十四条～第三十六条 一略一

第三十七条 削除

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 理事長の氏名
- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 五 法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合はその業務
- 六 設立認可年月日及び設立登記年月日
- 七 設立認可当時の資産
- 八 役員に関する事項
- 九 法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合はその業務
- 十 その他必要な事項

2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。

第三十九条～第三十九条の二 一略一

[附則(抄)]

(移行計画の認定)

第五十六条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第一項の規定により移行計画(同項に規定する移行計画をいう。以下同じ。)が適当である旨の認定を受けようとする経過措置医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいう。)は、附則様式第一による移行計画認定申請書に移行計画を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 移行計画は、附則様式第二によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 合併の見込み
- 二 出資者による持分の放棄又は払戻しの見込み
- 三 平成十八年改正法附則第十条の七の資金の融通のあつせんを受ける見込み

(移行計画に添付する書類)

第五十七条 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第一号に掲げる定款には、同条第一項の認定を受ける旨を記載しなければならない。

2 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿は、附則様式第三によるものとする。

3 平成十八年改正法附則第十条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 社員総会の議事録
- 二 直近の三会計年度(法第五十三条に規定する会計年度をいう。)に係る貸借対照表及び損益計算書

(移行計画の変更)

第五十八条 平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定により移行計画の変更の認定を受けようとする認定医療法人(同項に規定する認定医療法人をいう。以下同じ。)は、附則様式第四による移行計画変更認定

申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の移行計画変更認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後の移行計画
 - 二 変更前の移行計画の写し
 - 三 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けたことを証明する書類の写し
 - 四 社員総会の議事録
 - 五 その他参考となる書類
- 3 移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、平成十八年改正法附則第十条の四第一項の変更の認定を要しないものとする。

(移行計画の認定の取消し)

第五十九条 平成十八年改正法附則第十条の四第二項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた日から三ヶ月以内に、当該認定を受けた旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けなかつたとき。
- 二 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- 三 認定医療法人が合併により消滅したとき。
- 四 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき。
- 五 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の四第一項の規定に違反したとき。
- 六 認定医療法人が平成十八年改正法附則第十条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(厚生労働大臣への報告)

第六十条 平成十八年改正法附則第十条の八の報告をしようとする認定医療法人は、次の各号に掲げる期間に係る附則様式第五による実施状況報告書を、当該各号に定める日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定(以下この号及び次号において「認定」という。)を受けた日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して一年三月を経過する日
 - 二 認定を受けた日以後一年を経過する日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 認定を受けた日から起算して二年三月を経過する日
- 2 前項に定める場合のほか、認定医療法人は、平成十八年改正法附則第十条の三第一項の認定を受けた旨又は新医療法人(平成十八年改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。)へ移行する旨の定款の変更について、法第五十条第一項の認可を受けた場合にあつては、当該認可を受けた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
 - 一 変更後の定款及び当該変更に係る新旧対照表
 - 二 定款変更の認可書の写し
 - 三 社員総会の議事録
 - 3 前二項のほか、認定医療法人は、出資者による持分の放棄その他の処分があつた場合にあつては、当該処分のあつた日から三月を経過する日までに、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、認定医療法人は、附則様式第五による実施状況報告書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大

臣に提出するものとする。

- 一 出資者名簿
 - 二 附則様式第六による出資持分の状況報告書
 - 三 その他持分の処分の詳細を明らかにする書類
- 4 前項の場合において、出資者による持分の放棄があつたときは、認定医療法人は、前項各号の書類に加えて、附則様式第七による出資持分の放棄申出書も添付しなければならない。

医政支発 0926 第 10 号
平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

持分なし医療法人への移行に関する計画の認定等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の一部が本年 10 月 1 日から施行されることに伴う政省令等の整備については、平成 26 年 9 月 26 日付け医政発 0926 第 5 号で通知したところです。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正のうち、持分なし医療法人への移行計画の認定に関する事項について、下記のとおり補足しますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

また、別添のとおり『持分なし医療法人』への移行に関する手引書』を作成したので、当該手引書についても併せて御了知いただくとともに、貴管内医療法人に周知をお願いいたします。

記

第一 移行計画の認定制度について

- 1 移行計画の認定を受けた場合は、税制措置又は融資制度の支援を受けることができるものであること。
なお、これらの支援が必要ない場合は、移行計画の認定を受けることなく、従来どおり定款変更により持分なし医療法人へ移行することができるものであること。
- 2 移行計画の認定の申請については、都道府県又は地方厚生（支）局を経由せず、直接厚生労働省医政局医療経営支援課へ提出すること。
- 3 移行計画の認定の申請は 1 回限りしか認められないことから、計画内容等について十分検討の上、申請すること。

- 4 移行計画の変更が生じたとき（合併により存続法人となったとき、融資制度の利用見込みが生じたとき等）は、速やかに移行計画の変更認定申請を行うこと。

第二 移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について

- 1 認定医療法人は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。
- 2 認定医療法人が移行計画に沿って持分なし医療法人に移行した場合、定款変更について、速やかに都道府県知事に申請すること。
- 3 定款変更の申請を受け付けた都道府県においては、持分なし医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務処理されたいこと。

第三 移行計画の認定に伴って行う出資持分の放棄について

- 1 出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、医療法施行規則附則第 60 条第 4 項に規定する出資持分の放棄申出書（附則様式第 7）によるものとする。
- 2 出資者等から「出資持分の放棄申出書」（附則様式第 7）の提出があった場合、当該申出書の「6 放棄日」に記載された日において放棄の効果が生じることから、医療法人においては、当該放棄日をもって、出資者名簿の書き換えを行うこと。

第四 移行計画に関連する税制措置等について

- 1 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、当該出資者等が所属する認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行できなかった場合、又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付すること。

また、これらの事象が生じた場合には、遅滞なくその旨等を納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、その旨を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課あて連絡されたいこと。

2 基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることになるので留意されたいこと。

なお、基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった日から2月を経過する日が、納税猶予の期限となるので留意されたいこと。

3 持分なし医療法人への移行にあたり、相続税法（昭和25年法律73号）第66条第4項の規定に該当する場合は、医療法人に対して贈与税が課されることがあることについては、従来どおりであるので留意されたいこと。

担当部署

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線2672）

03-3595-2261（直通）

FAX：03-3580-9644

「持分なし医療法人」への
移行に関する手引書

平成26年9月発行

厚生労働省医政局医療経営支援課

目 次

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策	
第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援	3
第2章 移行計画の認定制度	
第1節 持分なし医療法人への移行の検討	4
第2節 移行計画の認定	5
第3節 移行計画の変更認定	6
第4節 移行計画の認定取消	6
第5節 実施状況報告	7
第6節 持分なし医療法人への移行完了	8
【図】 認定制度の流れ	9
【図】 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ	9
第7節 提出書類への記載方法	10
【記載例】 移行計画認定申請書(附則様式第1)	10
【記載例】 移行計画(附則様式第2)	11
【記載例】 出資者名簿(附則様式第3)	14
【記載例】 事務担当者連絡先(別紙1)	15
【記載例】 移行計画変更認定申請書(附則様式第4)	16
【記載例】 実施状況報告書(附則様式第5)	17
【記載例】 出資持分の状況報告書(附則様式第6)	18
【定款例】 認定医療法人	20
【定款例】 持分なし医療法人	26
第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について	
第1節 相続税の納税猶予等	33
第2節 贈与税の納税猶予等	33
第3節 納税猶予の手続き	33
第4節 猶予税額免除の手続き	34
第5節 税額計算について	34
第6節 基金拋出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い	35
第7節 持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い	36
第8節 放棄申出書等	36
【記載例】 出資持分の放棄申出書(附則様式第7)	37
第4章 融資制度について	
第1節 新たな経営安定化資金	38
第2節 貸付限度額等	38
第3節 貸付条件	38

第4節	審査	38
第5章 その他		
第1節	持分なし医療法人への移行促進策の事前準備	39
第2節	持分なし医療法人へ移行した場合の医療法人の課税関係	39
第3節	基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係	39
	【図】持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行 に関する税制について	40
	【参考】持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑 応答集(Q & A)	41
第4節	参考となる通知・解説等	43
第5節	申請・相談窓口	44

第1章 「持分なし医療法人」への移行促進策

ここでは、持分なし医療法人への移行促進策の概要について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の概要と支援

1 概要

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための出資持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人の任意の選択を前提としつつ、以下のような移行促進策を講じました。

2 移行計画の認定制度

移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入することとし、この仕組みを法律に位置づけました。

移行計画の認定制度の実施期間は、法律の施行日である平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間です。

3 移行計画の認定を受けた医療法人への支援

①税制措置

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が相続税の申告期限までに移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、その持分に対応する相続税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、移行計画の認定を受けた医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、その放棄により受けた経済的利益に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税が猶予され、当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

※持分なし医療法人に移行した際、相続税法第66条第4項の規定に該当するときは、医療法人に対して贈与税が課される場合があることについては、従来どおりです。

P. 39の第5章第2節及びP. 40「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）」を参照してください。

②融資制度

出資持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。

第2章 移行計画の認定制度

第1章に記載した移行計画の認定制度について、具体的な手続きの流れなどを整理します。

第1節 持分なし医療法人への移行の検討

1 持分なし医療法人への移行について

第1章 第1節の「1 概要」にも記載したとおり、「持分なし医療法人」への移行促進策は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行を強制するものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。医療法人内で持分なし医療法人への移行について検討した結果、相続税・贈与税や持分払戻の問題がないのであれば、移行計画の認定は受けずに、従来どおり定款変更によって持分なし医療法人へ移行することもできます。

2 事前準備

持分なし医療法人への移行を検討される場合、十分に時間をかけて事前準備を行うことが、スムーズな移行への鍵となります。

STEP1 医療法人内での検討体制の整備

- ①移行検討委員会等の立ち上げ
- ②担当理事の選任 等

STEP2 持分なし医療法人への移行についての検討

- ①移行を予定する持分なし医療法人の法人類型(社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分なし医療法人)の検討
- ②公認会計士、税理士、コンサルティング会社等を交えた各種シミュレーションの実施
 - ・法人資産の評価
 - ・移行する場合、しない場合の税制面等のメリット・デメリットの検討
 - ・移行スケジュールの策定 等

※社会医療法人に移行する場合は実績要件等の基準を満たす必要があること、特定医療法人に移行する場合には国税庁の審査をクリアする必要があることなど、基金拠出型医療法人やその他の持分なし医療法人に移行する以上に、移行のハードルは高くなりますので、準備期間も含めて無理のない移行スケジュールを策定するようにしてください。

また、移行計画の認定は1回限りです。認定後に取消となることがないように、十分検討した上で申請してください。

STEP3 医療法人関係者への事前説明

- ①出資者への持分なし医療法人への移行に関する事前説明と持分放棄の意向確認

第2節 移行計画の認定

1 移行計画の認定について

持分なし医療法人への移行を希望される医療法人で、税制措置や融資制度を利用される場合は、以下の手続きが必要になります。

- ①移行計画の申請
- ②移行計画の認定を受けた旨を記載した定款への変更

2 手続きのステップ

STEP1 移行計画の申請

- ①移行計画の申請について、社員総会で議決を得る。
※STEP2 の定款変更についても同時に議決を得る。
- ②厚生労働大臣あてに移行計画の申請を行う。
※都道府県は経由せず、直接厚生労働省に提出してください。
- ③申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・移行計画認定申請書（附則様式第1）
 - ・移行計画（附則様式第2）
 - ・出資者名簿（附則様式第3）
 - ・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び新旧対照表
 - ・社員総会の議事録
 - ・直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。）の貸借対照表及び損益計算書
※移行計画については、税制措置を受ける場合に、P. 33の「第3章 第3節 STEP1」の「③認定移行計画の写し」として提出する必要がありますので、理事長印を押印した移行計画の写しを保存しておいてください。
- ④その他
移行計画の認定にあたって、事務を円滑に進めるため、事務担当者の連絡先等について、別紙1を併せて提出してください。

STEP2 定款変更

- ①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、社員総会で議決を得る。
※STEP1 の移行計画の申請の議決と同時に社員総会の議決を得る。
- ②厚生労働省から移行計画の認定通知書を受理したら、速やかに都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。
- ③定款変更の申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・定款（案）（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記

載したもの) 及び新旧対照表

- ・ 社員総会の議事録
- ・ 移行計画の認定通知書の写し

④定款変更の認可を受けた場合は、厚生労働大臣あてに報告する必要があります。

詳しくは、次ページの「第6節 実施状況報告」で説明します。

※定款の作成にあたっては、P. 20の「認定医療法人の定款例」を参考としてください。

第3節 移行計画の変更認定

1 移行計画の変更認定について

以下の理由により、移行計画の内容に変更が生じた場合には、移行計画の変更認定が必要となります。

- ①移行期間中に認定医療法人が他の持分あり医療法人と合併し、持分あり医療法人として存続法人となった場合。
- ②移行計画の認定時には、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、融資制度の利用見込みが生じた場合。

2 手続きのステップ

STEP1 移行計画の変更について、社員総会で議決を得る。

STEP2 厚生労働大臣あてに移行計画の変更認定申請を行う。

※合併により移行計画を変更する場合は、合併後に申請する。

STEP3 変更認定申請にあたっての必要書類は以下のとおりです。

- ・ 移行計画変更認定申請書（附則様式第4）
- ・ 変更後の移行計画（附則様式第2）
- ・ 移行計画の認定通知書の写し
- ・ 変更前の移行計画（附則様式第2）の写し
- ・ 社員総会の議事録
- ・ 合併に伴い移行計画を変更する場合は、上記の書類に加えて、出資者名簿（附則様式第3）、定款（合併後のもの）、定款変更認可書の写し、医療法人合併認可書の写し及び他の医療法人と合併したことを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第4節 移行計画の認定取消

1 移行計画の認定取消について

以下の場合には、移行計画の認定が取り消されます。

- ①持分なし医療法人への移行に向けた取組を行っていないとき。
- ②移行計画の認定を受けた日から3ヶ月以内に、移行計画の認定を受けた旨の定款変更の認可を受けなかったとき

- ③認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき。
- ④認定医療法人が他の医療法人と合併し、消滅したとき。
- ⑤移行計画が、偽りその他の不正行為により作成されたことが判明したとき。
- ⑥認定医療法人が、移行計画の変更について、厚生労働大臣の認定を受けなかったとき。
- ⑦移行計画の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなかったとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑧移行計画の認定から移行期限（3年を上限）までに持分なし医療法人に移行できなかったとき。

2 解散、合併に関する事実確認について

1の③、④に該当するときは、解散前又は合併前に以下の書類の提出をお願いします。

- ・解散による場合は、医療法人の解散を証明できる書類（社員総会の議事録等）
- ・合併により消滅する場合は、他の医療法人と合併することを証明できる書類（社員総会の議事録、合併協議会の議事録等）

第5節 実施状況報告

1 実施状況報告について

認定医療法人となった場合、厚生労働大臣に対して以下の実施状況報告が必要となります。

- ①移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。
（施行規則附則第60条第2項関係）
- ②認定を受けてから2年間、認定を受けた日から1年を経過することの、持分なし医療法人への移行の進捗状況。
（施行規則附則第60条第1項関係）
- ③放棄、払戻、譲渡、相続、贈与などにより、出資持分の処分が生じた場合。
（施行規則附則第60条第3項関係）
※租税特別措置法の規定により、納税猶予の特例適用者が死亡した場合には、相続人が権利を承継することから、その場合も実施状況報告をしてください。
- ④持分なし医療法人への移行の定款変更について、都道府県知事の認可を受けた場合。
（施行規則附則第60条第2項関係）
※④の場合については、次の第6節で説明します。

2 報告のステップ

STEP1 ①～④の状況が生じてから3ヶ月以内に、厚生労働大臣あてに実施状況報告を行う。

STEP2 実施状況報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。

・実施状況報告書（附則様式第5）

※①、④の場合は、以下の書類も必要です。

- ・定款および新旧対照表
- ・定款変更の認可書の写し

※定款の作成にあたっては、P. 26の「持分なし医療法人の定款例」を参考としてください。

※③の場合は、以下の書類も必要です。

- ・出資者名簿（附則様式第3）
- ・出資持分の状況報告書（附則様式第6）
- ・出資持分の放棄申出書（附則様式第7）の写し・・・持分の放棄があった場合のみ提出してください。

第6節 持分なし医療法人への移行完了

1 移行完了へ向けた手続き

持分なし医療法人への移行を完了させるために、以下の手続きが必要になります。

- ①都道府県知事あてに持分なし医療法人への定款変更の申請
- ②厚生労働大臣あてに移行完了報告

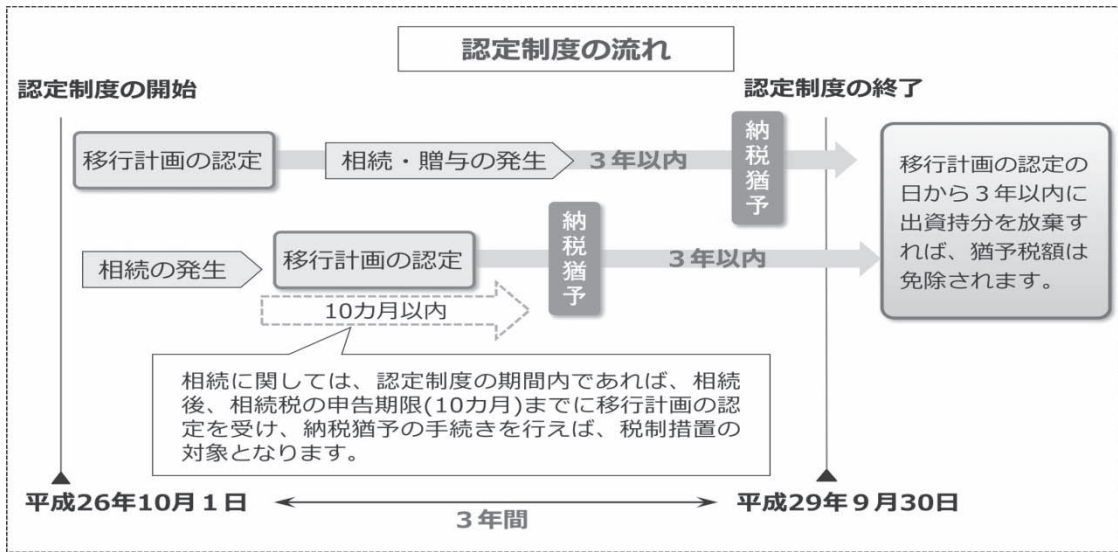
2 手続きのステップ

STEP1 移行完了のための定款変更の申請

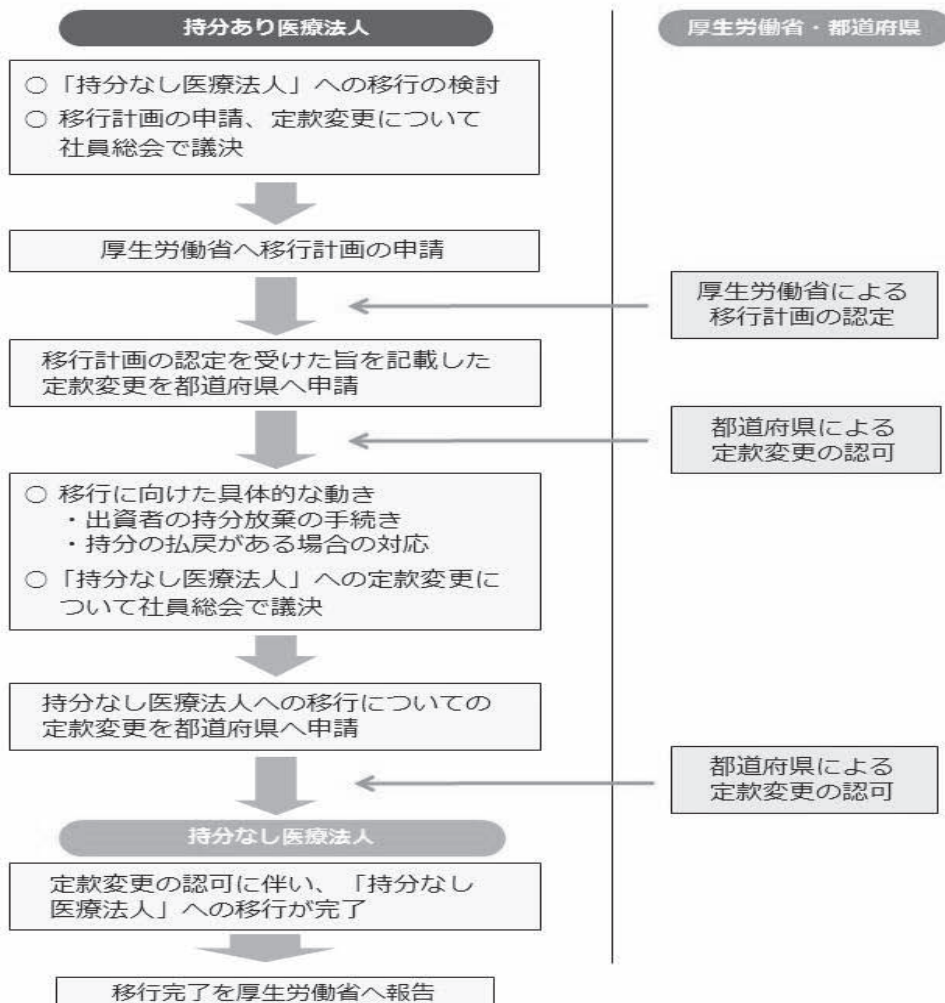
- ①持分なし医療法人への移行のための定款変更について、社員総会で議決を得る。
- ②都道府県知事あてに定款変更の申請を行う。
- ③報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・定款及び新旧対照表
 - ・社員総会の議事録

STEP2 持分なし医療法人への移行完了報告

- ①厚生労働大臣あてに実施状況報告書（附則様式第5）を提出する。
- ②報告にあたっての必要書類は以下のとおりです。
 - ・出資持分の状況報告書（附則様式第6）
 - ・都道府県知事の定款変更認可書の写し
 - ・定款及び新旧対照表
 - ・社員総会の議事録



移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



第7節 提出書類への記載方法

第2～6節に係る各種書類の記載方法については、以下の【記載例】を参考としてください。

附則様式第1（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

平成27年10月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の公印を押印してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 昭和60年 4月 1日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設名等

医療機関等の名称	所在地
○○病院	東京都千代田区□□1-1-1
□□診療所	東京都千代田区□□1-1-2
介護老人保健施設 △△苑	東京都千代田区□□1-1-3

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

() ロ 出資額限度法人以外の医療法人

～ 10 ～

附則様式第2（附則第56条第2項関係）

移行計画

平成27年10月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

記

1 移行しようとする法人類型

- イ 社会医療法人
- ロ 特定医療法人
- ハ 基金拠出型医療法人
- ニ イからハマまでに掲げる医療法人以外の医療法人

医療法人の公印を押印してください。

2 移行に向けた取組の内容

- ・平成26年10月～
移行検討委員会の立ち上げ
法人資産と各出資者の持分の算定
移行のメリット・デメリットについての検討 等
相続税、贈与税等の試算
出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認
- ・平成27年 8月
社員総会の開催：移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について議決
- ・平成27年10月
移行計画の申請
定款変更の申請
- ・平成28年 1月～
出資者への持分放棄の調整
出資持分払戻の資金調達の検討
- ・平成28年 7月
経営安定化資金の申請
- ・平成30年 6月
社員総会の開催：持分なし医療法人への移行について議決
- ・平成30年 7月
定款変更の申請
- ・平成30年 9月
持分なし医療法人への移行完了

できるだけ具体的に記載してください。

3 移行に向けた検討の体制

<p>・移行検討委員会 社員（理事を含む）5名および顧問税理士、顧問弁護士の7名で構成 原則月1回開催 移行のメリット・デメリットについての検討 出資者への移行の説明と持分放棄の意向確認（対応者：担当理事、顧問税理士、顧問弁護士） 検討内容の社員総会への報告</p> <p>・担当理事：〇〇 〇〇</p>
--

4 出資持分の放棄又は払戻の見込み

出資者数	：	10人
持分放棄の見込み	：	9人（全部放棄：9人、一部放棄：人）
持分払戻の見込み	：	1人（全部払戻：1人、一部払戻：人）
持分払戻見込み額	：	1億5,000万円
基金拠出型医療法人へ移行する場合		
基金拠出予定者数	：	9人
基金拠出予定総額	：	1,500万円

※1) 持分の一部を放棄し、一部を払戻する出資者については、「持分放棄の見込み」及び「持分払戻の見込み」の「一部払戻」の欄に、それぞれ記載すること。

5 移行の期限

平成30年 9月30日まで

申請時点での、見込み人数、見込み金額等を記載してください。

6 融資制度利用の見込み

利用の見込み (○)有 ・ ()無
融資申請予定額： 1億5,000万円

7 合併の見込み

合併の見込み (○)有 ・ ()無
合併の方式 (○)吸収合併 ・ ()新設合併
吸収合併の場合の法人の状況 (○)存続 ・ ()消滅
合併の相手方 法人所在地 東京都千代田区△△3-4-5-6
法人名 医療法人社団 ▼▼会
代表者の氏名 ◇◇ ◇◇
合併の時期 平成30年 4月頃

出資者名簿の書き換えを行った場合、日付も必ず更新してください。
 放棄を行った場合は、放棄申出書に記載された日とするなど、適切な日付としてください。

附則様式第3（附則第57条第2項関係）

出 資 者 名 簿

法 人 名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

平成27年10月 1日現在

No.	出資者の氏名又は名称	住 所	出資年月日	出資金額	持分放棄の見込み
1	△△ △△	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	3,000,000円	有・無
2	△△ ○○	東京都千代田区□□1-2-3	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
3	△△ □□	東京都千代田区□□4-5-6	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
4	△△ ◇◇	東京都千代田区□□4-5-7	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
5	○○ ○○	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	1,000,000円	有・無
6	○○ △△	東京都千代田区□□5-6-7	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
7	○○ □□	東京都千代田区□□5-6-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
8	□□ □□	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
9	□□ ○○	東京都千代田区□□6-7-8	昭和60年2月1日	2,000,000円	有・無
10	▼▼ ▼▼	東京都千代田区□□9-8-7	昭和60年2月1日	3,000,000円	有 無
11				円	有・無
12				円	有・無
13				円	有・無
14				円	有・無
15				円	有・無
16				円	有・無
17				円	有・無
18				円	有・無
19				円	有・無
20				円	有・無
合 計				18,000,000円	

放棄等が生じた場合は、必ず出資者名簿の書き換えを行ってください。

注 出資持分の放棄、払戻、譲渡、相続、贈与があった場合は、出資者名簿の書き換えを行うこと。

別紙1

持分なし医療法人への移行促進策に係る事務担当者連絡先

- 1 医療法人名：医療法人 ○○会
- 2 担当者職名：△△病院 事務長
- 3 担当者氏名：◇◇ ◇◇
- 4 電話番号：03-****-**** (内線****)
03-****-**** (直通)
- 5 FAX 番号：03-****-****
- 6 メールアドレス：*****-*****@***.**.**
- 7 その他特記事項：

附則様式第4（附則第58条第1項関係）

移行計画変更認定申請書

平成28年10月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の公印を押印
してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

平成27年11月1日付け番○○○○号の良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定について、下記のとおり変更したいので、同法附則第10条の4第1項の認定を申請します。

記

《記載例1》

移行計画申請時は、融資制度の利用見込みは無としていたが、出資者の1名に持分払戻の意向があり、その資金調達方法として融資制度の利用を申請したため。

融資申請予定額：1億5,000万円

《記載例2》

移行計画申請時は、医療法人間の合併の見込みは無としていたが、医療法人○○○会と吸収合併を行い、当法人が存続法人となる予定のため。

合併の相手方等については、別添移行計画のとおり。

附則様式第5（附則第60条第1項から第3項まで関係）

実施状況報告書

平成28年12月 1日

厚生労働大臣 殿

医療法人の公印を押印
してください。

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1

法人名：医療法人 ○○会

代表者の氏名：理事長 □□ □□

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の8の規定により、下記のとおり移行計画の実施状況を報告します。

記

- 1 実施状況報告の種別
- (○) 医療法施行規則附則第60条第1項に基づく報告
 - () 同条第2項に基づく報告
(移行計画の認定を受けた旨の定款変更)
 - () 同条第2項に基づく報告
(新医療法人へ移行する旨の定款変更)
 - () 同条第3項に基づく報告

2 報告が必要となった理由が生じた日 平成28年11月 1日

3 新医療法人への移行の進捗状況等

- ・平成28年 1月～
出資者への持分放棄の調整中
出資持分払戻の資金調達の検討中
- ・平成28年 7月
経営安定化資金の申請

第60条第1項

認定を受けた日から2年間、1年を経過するごとの報告

第60条第3項

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与があった場合の報告

持分なし医療法人へ移行した際の記入例

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法人名：医療法人〇〇会

出資持分の状況報告書

基金に拠出した額については、「持分払戻額C」欄ではなく「基金拠出額G」欄に記入してください。

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ △△	3,000,000円	150,000,000円	16.67%	147,000,000円	円	円	3,000,000円	150,000,000円
2	△△ ○○	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
3	△△ □□	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
4	△△ ◇◇	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
5	○○ ○○	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	49,000,000円	円	円	1,000,000円	50,000,000円
6	○○ △△	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
7	○○ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
8	□□ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
9	□□ ○○	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	98,000,000円	円	円	2,000,000円	100,000,000円
10	▼▼ ▼▼	3,000,000円	150,000,000円	16.67%	円	150,000,000円	円	円	150,000,000円

～ (省略) ～

計	18,000,000円	900,000,000円	100.00%	735,000,000円	150,000,000円	円	円	15,000,000円	900,000,000円
---	-------------	--------------	---------	--------------	--------------	---	---	-------------	--------------

「出資持分評価額B」欄の合計と、「合計D+E+F+G=H」欄の合計は金額が合致するようにしてください。

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者9名については、持分放棄に同意し、出資額部分を基金に振り替えた。

出資者▼▼ ▼▼については、持分放棄に同意せず、平成28年12月20日に退社し持分払戻を行った。

注意書きに記載のとおり、できるだけ詳細に記載してください。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること。

相続が生じた場合の記入例

附則様式第6 (附則第60条第3項第2号関係)

法人名：医療法人〇〇会

出資持分の状況報告書

No.	出資者名	出資額 A	出資持分評価額 B	出資割合 (%)C	持分放棄額 D	持分払戻額 E	持分譲渡額 F	基金拠出額 G	合計 D+E+F+G=H
1	△△ ○○	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
2	△△ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
3	△△ ◇◇	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
4	○○ ○○	1,000,000円	50,000,000円	5.56%	円	円	円	円	円
5	○○ △△	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
6	○○ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
7	□□ □□	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
8	□□ ○○	2,000,000円	100,000,000円	11.11%	円	円	円	円	円
9	▼▼ ▼▼	3,000,000円	150,000,000円	16.67%	円	円	円	円	円
10		円	円	%	円	円	円	円	円

～ (省 略) ～

計	18,000,000円	900,000,000円	100.00%	円	円	円	円	円	円
---	-------------	--------------	---------	---	---	---	---	---	---

出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等

出資者：△△ △△が平成**年**月**日に死去したことに伴い、子である△△ ○○、△△ □□、△△ ◇◇の3名が

△△ △△の出資持分 (出資額：3,000,000円) を1/3ずつ相続した。

これにより、相続人の出資額は以下のとおり変更となった。なお、出資持分評価額については上記B欄のとおりとなる。

△△ ○○ 自己保有分 1,000,000円 + 相続分 1,000,000円 = 2,000,000円

△△ □□ 自己保有分 1,000,000円 + 相続分 1,000,000円 = 2,000,000円

△△ ◇◇ 自己保有分 1,000,000円 + 相続分 1,000,000円 = 2,000,000円

注意書きに記載のとおり、
できるだけ詳細に記載し
てください。

注 「出資持分の放棄・払戻・譲渡・相続・贈与・基金拠出の内容等」欄には、日付、内容、理由等について具体的に記載すること

～19～

認定医療法人の定款例

《参照》厚生労働省 HP：従前の「持分の定めのある社団医療法人定款例」を引用

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/shusshigaku03.pdf>

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第 3 章 社員</p> <p>第 6 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第 7 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除 名</p> <p>(2) 死 亡</p> <p>(3) 退 社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p>	

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 〇名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 19 条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第 20 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 6 章 会議

第 21 条 会議は、社員総会及び理事会の 2 つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第 22 条 定時総会は、毎年〇回、〇月及び〇月に開催する。

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本会社が解散した場合の残余財産は、払

込済出資額に応じて分配するものとする。

第 35 条 本社は、総社員の同意があるときは、
〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 持分の定めのない医療法人への移行

第 36 条 本社は、移行計画の認定を受けた認定
医療法人である。

2 租税特別措置法に基づく相続税・贈与税の納税
猶予を受けていた社員（本社の出資持分を当該
納税猶予等に係る担保として提供している者に
限る。）について、納税猶予分の税額の猶予期限
が確定し、納付義務が生じたにも関わらず、これ
を履行しなかった場合、第 9 条の規定に関わら
ず、本社は担保権者の払戻し請求に応じるもの
とする。

第 10 章 雑則

第 37 条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）
によって行う。

第 38 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員
総会の議決を経て定める。

附 則

本設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から
施行する。

- ・移行計画の認定を受けた医療法人である旨を定款に規定する。
- ・相続税・贈与税の納税猶予を受けていた出資者等が、納付義務を果たさない場合は、医療法人は担保権者の払戻し請求に応じることを規定する。

- ・施行日は、定款変更についての都道府県知事の認可があった日とする。

持分なし医療法人の定款例

《参照》厚生労働省 HP : 「制度改正後、新たに設立する社団医療法人定款例」を引用
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokukeiei/ruikei/ruikei17.pdf>

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院(診療所、介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本会社が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇看護師養成所の経営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。) ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づいて行う指定管理者として管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。) ・本条には、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第4章 資産及び会計

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役員

第 17 条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇名以上〇名以内

うち理事長 1 名

(2) 監事 〇名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

・任意に 1 年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）

・ 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 2 参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・役員の同族要件については、P. 39 の「第 5 章 第 2 節 ③」を参照してください。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認可（以下、第 31 条に

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)

・理事の職への再任を妨げるものではない。

第 22 条 定時総会は、毎年〇回、〇月及び〇月に開催する。

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではな

・定時総会は、場合によっては年 1 回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましい。

・総社員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

・法第 48 条の 3 第 10 項参照。

い。

第 27 条 社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第35条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第36条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第37条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

・持分なし医療法人の定款であるため、残余財産の帰属先から出資者を除くこと。

・認定医療法人の定款例の「第9章 持分の定めのない医療法人への移行」を削除する。

・法第44条第4項参照。

・施行日は、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款への変更について、都道府県知事の認可のあった日とする。

・施行日は、持分なし医療法人の定款への変更について、都道府県知事の認可があった日とする。

第3章 相続税・贈与税の納税猶予等の税制措置について

認定医療法人において相続や贈与が発生した場合の、相続税・贈与税の納税猶予及び税額控除（以下、「納税猶予等」という。）の税制措置について、その内容や具体的な手続きについては、財務省のホームページの、トップページ＞税制＞毎年度の税制改正＞税制改正の概要＞平成26年度＞平成26年度税制改正の解説の「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」において、詳細な改正内容が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：財務省ホームページ》

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf

なお、主な手続きの流れは以下のとおりです。

第1節 相続税の納税猶予等

認定医療法人において、出資者の死亡により相続が発生した場合、出資者の相続人は相続税の納税猶予等を受けることができます。

なお、医療法人が、相続税の期限内申告書の提出期限までに移行計画の認定を受け、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更の認可を受けた上で、相続人が納税猶予等の手続きを行った場合も対象となります。

第2節 贈与税の納税猶予等

認定医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者に贈与税が課される場合、贈与税の納税猶予等を受けることができます。

なお、出資者が持分を放棄する時に、認定医療法人である必要がある点が、相続税の納税猶予等と異なるので注意してください。

第3節 納税猶予等の手続き

相続税・贈与税の納税猶予等を受けようとする相続人や出資者の方は、医療法人および税務署において、以下の手続きが必要となります。

STEP1 医療法人から、以下の書類を交付してもらってください。

- ① 移行計画の認定通知の写し 又は ② 定款（移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの）及び都道府県の認可通知
 - ③ 認定移行計画の写し
 - ④ 出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）
 - ⑤ 出資者の持分の放棄又は相続があった直前及びその後の出資持分の評価額を計算するための書類
- ※①、②については、いずれかの書類を交付してもらってください。

STEP2 税務署への納税猶予等申告手続きに必要な書類等

①相続税・贈与税の申告書

※納税猶予等の適用を受けるためには、申告書を期限内に提出するとともに、猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

この手続きが期限内に行われないと、納税猶予等の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

②STEP1 で医療法人から交付された書類

③担保提供に必要な書類等

※出資持分を担保として提供する場合は、質権設定承諾書等の提出が必要になります。質権設定承諾書の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」の P. 620～621 を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第4節 猶予税額免除の手続き

持分なし医療法人への移行期限までに持分を放棄した場合、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

STEP1 医療法人での書類交付の手続き

①放棄申出書（医療法人に提出したもの）の写し

②出資者名簿の写し（放棄の直前及び放棄の後のもの）

③基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されます。この場合、上記の書類に加え、基金拠出型医療法人の定款の写し、基金拠出の直前において有していた持分の時価評価の評価書を医療法人から交付してもらってください。

STEP2 税務署への猶予税額免除の申請手続きに必要な書類等

①免除の届出書

②STEP1 で医療法人から交付された書類

③猶予税額免除の手続きの際に、納税猶予時に担保提供した持分や資産について、担保権解除の手続きも併せて行いますが、その際に必要な書類や手続き等については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」の P. 620 を参照していただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

第5節 税額計算の具体例

相続人が、出資持分：2億円（出資額：1,000万円、利益剰余分：1億9,000万円）、その他財産：1億円、合計3億円を相続（法定相続人は1人とする）した場合で、出資持分：2億円の相続について納税猶予の手続きを行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人

に移行したケースについての税額計算は以下のとおりとなります。

○平成26年12月31日までの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円－(5,000万円＋1,000万円×1人)
基礎控除 = 2億4,000万円
- 2) 税額計算 2億4,000万円×40%－1,700万円＝ 7,900万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円－(5,000万円＋1,000万円×1人)
基礎控除 = 1億4,000万円
- 2) 税額計算 1億4,000万円×40%－1,700万円＝ 3,900万円
税率 控除額 (猶予税額)

③ 納税額 7,900万円－3,900万円＝ 4,000万円

○平成27年1月1日からの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

- 1) 課税遺産 3億円－(3,000万円＋600万円×1人)
基礎控除 = 2億6,400万円
- 2) 税額計算 2億6,400万円×45%－2,700万円＝ 9,180万円
税率 控除額

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

- 1) 課税遺産 2億円－(3,000万円＋600万円×1人)
基礎控除 = 1億6,400万円
- 2) 税額計算 1億6,400万円×40%－1,700万円＝ 4,860万円
税率 控除額 (猶予税額)

③ 納税額 9,180万円－4,860万円＝ 4,320万円

第6節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の猶予税額の取り扱い

持分なし医療法人の一類型である「基金拠出型医療法人」に移行した場合の猶予税額の取り扱いは以下のとおりとなります。

- ①第4節のSTEP1の③にも記載したとおり、基金拠出型医療法人へ移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額が免除されることとなります。

- ②基金拠出型医療法人へ移行した場合の税額計算の詳細については、「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正」のP. 622～623を参照してください。
- ③なお、税額計算にあたって、出資持分評価額は時価評価に基づき算出されますので、移行完了報告の際に提出いただく出資持分の状況報告書（附則様式第6）の「出資持分評価額 B」欄には、これにより算出した額を記載してください。

第7節 持分を放棄しなかった場合の猶予税額の取り扱い

持分を放棄する見込みで、納税猶予の申告を行ったにもかかわらず、以下の項目に該当した場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を合わせて納付しなければなりません。

- ①持分の全部または一部の払戻を受けた場合。
- ②持分の譲渡をした場合。
- ③出資者や相続人が持分を放棄せず、認定医療法人が移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合。
- ④認定医療法人が解散した場合。
- ⑤認定医療法人が合併により消滅した場合。
- ⑥上記③、④または⑤以外の理由で認定医療法人の移行計画が取り消された場合。

※納税猶予分の税額の納付および認定医療法人に合併があった場合の納税猶予の継続の適否については、租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正のP. 622を参考にしてください。

- ⑦上記①～⑥に該当した場合は、P. 7の「第2章第5節 実施状況報告」に該当しますので、速やかに厚生労働大臣あてに報告してください。
なお、報告の際には、納税猶予を受けている税務署名についても併せて報告してください。

第8節 放棄申出書等

- ①認定医療法人において、持分放棄の手続きを行う場合は、必ず別添の「放棄申出書」（附則様式第7）を使用してください。
- ②持分なし医療法人への移行に賛同して持分を放棄する出資者、相続人だけでなく、移行期間中に他の出資者より先に放棄する出資者の方も、「放棄申出書」を必ず使用してください。
- ③後のトラブルを避けるため、払戻や譲渡についても、当事者間で払戻請求書や譲渡契約書等の書面を交わすようにしてください。

附則様式第7

出資持分の放棄申出書

平成28年 7月 1日

法人所在地：東京都千代田区□□1-1-1
法人名：医療法人 ○○会
代表者の氏名：理事長 □□ □□ 殿

印鑑登録された印鑑を
押印してください。

住所：東京都千代田区□□1-2-3
氏名：△△ △△ 

私は、下記のとおり出資に係る持分及びこれに基づく一切の請求権を放棄します。

記

- 1 出資先：(法人名) 医療法人 ○○会
- 2 出資者名：△△ △△
- 3 出資時期：昭和60年 2月 1日
- 4 出資額：金 3,000,000 円
- 5 放棄の内容：
 - 【全部放棄の場合の記載例】
 - ・出資持分の全て及びこれに基づく一切の請求権
 - 【一部放棄の場合】
 - ・払戻請求を行う、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
 - ・基金として拠出する、金3,000,000円を除く持分及びこれに基づく一切の請求権
- 6 放棄日：持分なし医療法人への移行に係る定款変更についての都道府県知事の認可のあった日

第4章 融資制度について

第4章では、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けについて説明します。

なお、融資制度については、福祉医療機構のホームページにおいて、詳細な貸付内容等が記載されていますので、参考としてください。

《参照先：福祉医療機構ホームページ》

<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx>

第1節 新たな経営安定化資金

認定医療法人において出資者や相続人から払戻請求が生じ、医療法人の自己資金だけでは対応できず資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸し付けを受けることができます。

第2節 貸付限度額等

- ①貸付限度額：病院、診療所、介護老人保健施設ともに
2億5,000万円
- ②償還期間：8年（うち据置期間1年以内）

第3節 貸付条件

- ①移行計画の申請時に、融資制度の利用見込みを「有」として認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
- ②移行計画の認定時において、融資制度の利用見込みを「無」としていたものの、その後、融資制度の利用見込みが生じた場合については、厚生労働省あてに移行計画の変更申請を行って認定を受けてください。
- ③資金の貸付けにあたっては、事前審査および本審査を受けていただく必要があります。
- ④原則として、担保提供していただきます。
- ⑤保証については、次のいずれかを選択していただきます。
 - ・保証人不要制度（貸付利率に一定の利率を上乗せします。）
 - ・法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。
- ⑥通常の「経営安定化資金」との併用はできません。

第4節 審査

- ①審査については、事前審査と本審査の2回を受けていただく必要があります。
- ②事前審査
 - ・収支改善計画書、財務諸表等を提出いただき、事前審査を行います。
- ③本審査
 - ・借入申込前に「経営診断」を受けていただく必要があります。

- ・医療法人関係者に対して面接を実施し、収支改善計画の内容を確認します。
- ・提出書類は、収支改善計画書、財務諸表等です。

第5章 その他

第5章では、持分なし医療法人への移行促進策を利用するにあたっての留意事項等について説明します。

第1節 持分なし医療法人への移行促進策の事前準備

第2章の第1節でも説明しましたが、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたっては、事前準備に時間をかけることが重要です。

移行計画の認定は平成26年10月1日から3年間であり、移行期限については移行計画の認定を受けた日から3年以内としていることから、時間的には十分な準備期間を設けることができます。

移行を急ぐあまり医療法人内での合意が得られなかった、移行計画を十分検討せずに策定したため取り下げざるを得なくなったなどの結果とならないよう、十分な事前準備をお願いします。

第2節 持分なし医療法人へ移行した際の医療法人の課税関係

- ①持分なし医療法人へ移行した際、相続税法第66条第4項の規定に該当するときには、医療法人に対して贈与税が課される場合があります。
- ②医療法人に対する贈与税が非課税となる基準については、次ページの「持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について（贈与税非課税基準について）」を参考としてください。
- ③なお、上記基準の②中の「役員等（社員は含まれない）」については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」のQ4、5（P. 42参照）を参考にしてください。

第3節 基金拠出型医療法人へ移行した場合の出資者の課税関係

- ①出資額部分のみを基金として振り替えた場合は、出資者に対して所得税は課税されません。
 - ②利益剰余分も含めて基金として振り替えた場合は、出資者に対して利益剰余部分に対する額について、みなし配当として所得税が課税されます。（所得税法第25条第1項第5号）
- ※基金拠出型医療法人へ移行した場合の課税関係については、「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）」のQ2、Q3（P. 41参照）を参考にしてください。

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について (贈与税非課税基準について)

◎相続税法施行令第33条第3項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。
(なお、税務当局の個別判断により課税される場合がある。)

- ① 運営組織が適正であること(医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の規定による)
 - ・ 社会保険診療(租税特別措置法第26条第2項に定める給付、医療、介護、助産、サービス)、健診、助産に係る収入金額が全収入金額の80%超
 - ・ 自費患者に対する請求金額が社会保険診療報酬と同一基準
 - ・ 業収入が医療費用の150%以内
 - ・ 役員、評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
 - ・ 病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
 - ※医療法第30条の4第2項第2号:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、在宅医療、都道府県知事が特に必要と認める医療
 - ② 役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)
 - ③ 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
 - ④ 残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めないもの)に帰属させること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)
 - ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと
- ※ このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

《参考》持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集(Q & A)(抜粋)

Q 2. 基金拠出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 2. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
各出資者に対して、所得税は課税されない。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）のうち利益剰余金部分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第 4 項）。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項）。

Q 3. 基金拠出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 3. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
出資持分の払戻しを受けた出資者に対して、利益剰余金部分に相当する額について、みなし配当として所得税が課税される（所得税法第 25 条第 1 項第 5 号）。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、贈与税は課税されない。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、法人税は課税されない。

Q 4. 相続税法施行令第 33 条第 3 項第 1 号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が 3 分の 1 以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

A 4. 含まれない。

(理由)

役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第 32 条）。

医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

Q 5. 「同族要件」の判定はいつの時点でなされるのか。

A 5. 原則として、贈与時点で判定する。ただし、贈与のタイミングに限って「3 分の 1 要件」を満たすように定款変更を行っている場合など、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。

(注) 「同族要件」を満たす定款の定めがあった場合であっても、実際には、「同族要件」を満たさない役員を選任がなされているときには、運営組織が適正であると認められない場合もある。

なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていればよいものとして取り扱われている。

第4節 参考となる通知・解説等

今般の、持分なし医療法人への移行促進策の利用にあたって参考となる通知、解説、マニュアル等のHPのURLを記載しておきますので、ご活用ください。

- 1 持分なし医療法人への移行促進策のご案内【厚生労働省】
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoudl/ikousokushin.pdf>

- 2 出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル【厚生労働省】
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoudl/igyoukeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf

- 3 持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q & A）【厚生労働省】
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/000035432.pdf>

- 4 租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正（P. 616～631）【財務省】
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/pdf/p0615_0647.pdf

- 5 融資制度：経営安定化資金【福祉医療機構】
<http://hp.wam.go.jp/guide/iryokashitsuke/tabid/163/Default.aspx>

第5節 申請・相談窓口

持分なし医療法人への移行促進策に関する各種申請・相談の窓口は以下のとおりです。

① 移行計画の申請、報告および制度全般に関する相談の窓口

厚生労働省医政局医療経営支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (代表) (内線 2672)

03-3595-2261 (直通)

FAX : 03-3580-9644

② 融資制度の相談窓口

〈施設の開設地が東日本の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 9F

TEL : 03-3438-9940

FAX : 03-3438-0659

〈施設の開設地が西日本の場合〉

独立行政法人 福祉医療機構 大阪支店医療審査課

〒541-0054 大阪市中央区南本町 3-6-14 イトリビル 3F

TEL : 06-6252-0219

FAX : 06-6252-0240

〈施設の開設地が沖縄県の場合〉

沖縄振興開発金融公庫 本店融資第一部産業開発融資班

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26

TEL : 098-941-1765

FAX : 098-941-1915

③ 移行の具体的な進め方などの相談窓口

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業第二課

〒102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 榎ビルプラザビル 5F

TEL : 03-5275-6996

FAX : 03-5275-6991

※個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談については、対応できない場合があります。

④ 納税猶予等の手続きについて

所轄の税務署へお問い合わせください。

事 務 連 絡

平成26年1月23日

各都道府県医務主管課
各地方厚生（支）局管理課

} 御中

厚生労働省医政局指導課

持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）について

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行に関して、今般、移行に係る質疑応答集（Q&A）を取りまとめたので、御了知の上、貴管内の医療法人に対して周知等お願いしたい。

なお、本質疑応答集については、財務省（主税局）と協議済みであるので、念のため申し添える。

連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局指導課

北川 肇

TEL : 03-5253-1111 (内 4133)

03-3595-2194 (ダイヤル)

FAX : 03-3503-8562

E-mail : kitagawa-hajime@mhlw.go.jp

Q 1. 「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」に移行する際に、出資者全員が出資持分の放棄を行った場合の課税関係はどのようになるのか。

A 1. この場合における課税関係は、以下のとおり。

1 各出資者に対する贈与税の課税関係（出資者全員が同時に放棄する場合）
各出資者は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。

2 各出資者に対する所得税の課税関係
各出資者に対して、所得税は課税されない。

3 医療法人に対する贈与税の課税関係

医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第 4 項）。

4 医療法人に対する法人税の課税関係

医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項）。

（注）各出資者に対する贈与税の課税関係（出資者の 1 人が放棄する場合）

残存出資者に対して、出資持分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される（相続税法第 9 条）。

（理由）

1 「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」に移行する際、出資者全員が、同時に出資持分の放棄を行うと、当該放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益は、結果として、医療法人に帰属することとなる。（各出資者間においては、出資持分の移動はない。）

2 出資持分の払戻しが行われなため、配当とみなされる額はなく、各出資者にはみなし配当課税の課税関係は生じない。

3 一方、医療法人の立場からすると、当該放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益を、各出資者から贈与により取得したものとみなされるため、相続税法第 66 条第 4 項の規定により贈与税が課税される場合がある。

4 また、持分あり医療法人は、出資者の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、出資持分の放棄により、当該医療法人は、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。この経済的利益については、法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項の規定により、当該医療法人の益金の額に算入しないこととされているため、法人税は課税されない。

（注）出資者の 1 人が出資持分の放棄を行う場合には、当該放棄に伴う当該出資者の権利の消滅に係る経済的利益は、残存出資者に帰属することとなるため、出

資持分の放棄をした当該出資者から残存出資者への贈与があったものとみなされる。

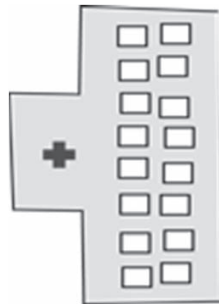
出資持分100%を保有する者がすべての出資持分を放棄し、「基金拠出型法人」に移行する場合

【課税関係】

- 1 甲は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。
- 2 甲に対して、所得税は課税されない。
- 3 医療法人に対して、出資持分の放棄に伴う甲の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第66条第4項）。
- 4 医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなければならぬことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第136条の4第2項）。



出資持分の
100%を保有



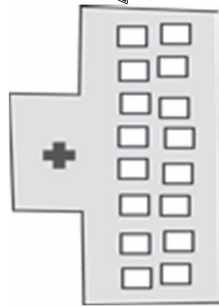
【持分あり医療法人】

出資持分を放棄

(持分なし医療法人への移行)



出資なし



【持分なし医療法人】

【上記課税関係の理由】

- 1…放棄に伴う甲の権利の消滅に係る経済的利益は、医療法人に帰属する。
- 2…出資持分の払戻しは行われないため、配当とみなされる額はない。
- 3…医療法人は、放棄に伴う甲の権利の消滅に係る経済的利益を、甲からの贈与により取得したものとみなされる。
- 4…移行前において、医療法人は、甲の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、出資持分の放棄により、当該医療法人には、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。

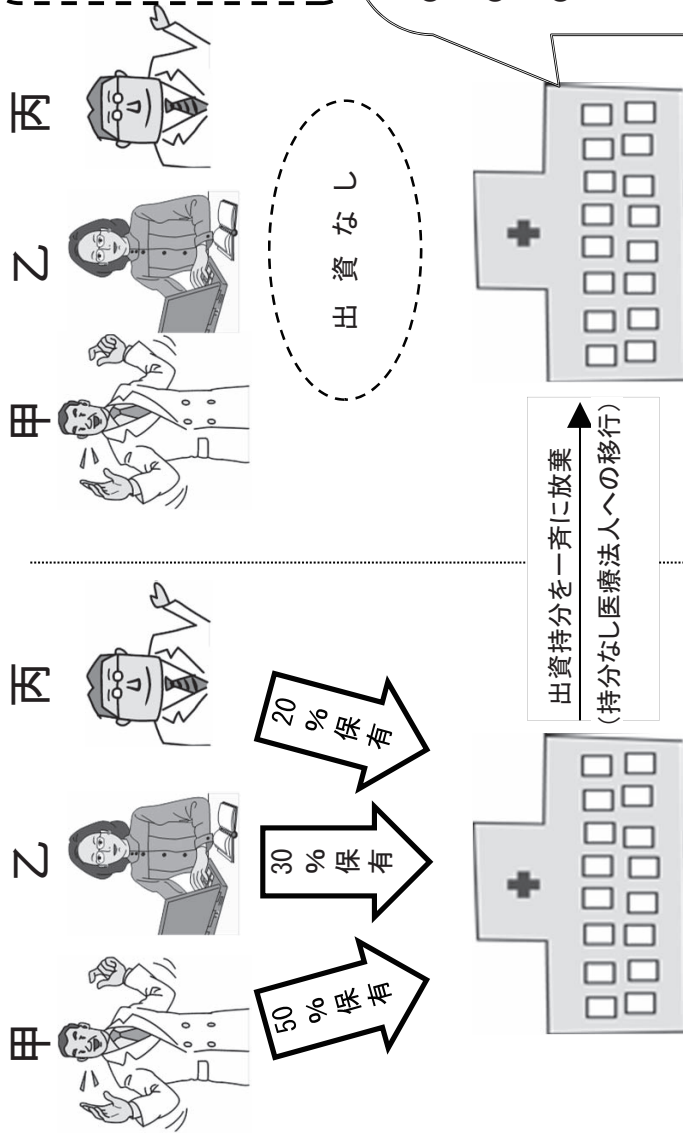
【課税関係3について】

- 不当減少要件（相続税法施行令第33条第3項各号）を満たさない場合には、医療法人に対して、贈与税が課税される。
- 不当減少要件の1つである同族要件を判定する際の基礎となる「役員等」には、医療法人の「社員」は含まれない。（Q4参考）
- 不当減少要件は、原則として贈与時点を基準として判定するが、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていれば良いものとして取り扱われている（Q5参照）。

各出資者が出資持分を一齐に放棄し、「基金拠出型法人でない持分なし医療法人」に移行する場合

【課税関係】

- 1 甲・乙・丙は何ら経済的利益を受けないため、贈与税は課税されない。
- 2 甲・乙・丙に対して、所得税は課税されない。
- 3 医療法人に対して、出資持分の放棄に伴う甲・乙・丙の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第66条第4項）。
- 4 医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなければならぬことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第136条の4第2項）。



- 【上記課税関係の理由】
- 1…放棄に伴う甲乙丙の権利の消滅に係る経済的利益は、医療法人に帰属する。（甲乙丙間においては、出資持分の移動はない。）
 - 2…出資持分の払戻しは行われなため、配当とみなされる額はない。
 - 3…医療法人は、放棄に伴う甲乙丙の権利の消滅に係る経済的利益を、甲乙丙からの贈与により取得したものとみなされる。
 - 4…移行前において、医療法人は、甲乙丙の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、出資持分の放棄により、当該医療法人には、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。

【課税関係3について】

- 不当減少要件（相続税法施行令第33条第3項各号）を満たさない場合には、医療法人に対して、贈与税が課税される。
- 不当減少要件の1つである同族要件を判定する際の基礎となる「役員等」には、医療法人の「社員」は含まれない。（Q4参考）
- 不当減少要件は、原則として贈与時点を基準として判定するが、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていれば良いものとして取り扱われている（Q5参照）。
- この場合の贈与税額は、甲乙丙ごとに、各一人のみから経済的利益を取得したものとみなして算出した贈与税額の合計額となる。

【持分あり医療法人】

【持分なし医療法人】

Q 2. 基金拠出型法人に移行する際に、出資者全員が出資額部分のみを基金として振り替えた場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 2. この場合における課税関係は、以下のとおり。

1 各出資者に対する贈与税の課税関係

各出資者に対して、贈与税は課税されない。

2 各出資者に対する所得税の課税関係

各出資者に対して、所得税は課税されない。

3 医療法人に対する贈与税の課税関係

医療法人に対して、出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）のうち利益剰余金部分の放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益について、贈与税が課税される場合がある（相続税法第 66 条第 4 項）。

4 医療法人に対する法人税の課税関係

医療法人に対して、移行の際に持分の全部又は一部の払戻しをしなかったことにより生じる利益について、法人税は課税されない（法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項）。

（理由）

1 基金拠出型法人に移行する際、出資額部分のみを基金として振り替えることで、各出資者は利益剰余金部分を放棄することとなり、各出資者が贈与により取得したものとみなされるものはない。

2 基金拠出型法人への移行に際し、「出資額部分のみを基金に振り替える」こととは、出資者の立場からすると、各出資者が有していた「出資持分」のうち出資額部分が、「基金（医療法人に対する債権）」という財産に変わることを意味する。この場合、課税上は、

①出資額部分（X円）に対し、X円の払戻しを受け、

②当該X円を基金として拠出する。

という手続きを踏むものとして取り扱われるため、所得税法上、配当とみなされる額はなく、各出資者にはみなし配当課税の課税関係は生じない。

3 一方、医療法人の立場からすると、出資者全員が出資持分のうち利益剰余金部分の放棄をすることに伴う出資者の権利の消滅に係る経済的利益を、各出資者から贈与により取得したものとみなされるため、相続税法第 66 条第 4 項の規定により贈与税が課税される場合がある。

4 また、持分あり医療法人は、出資者の退社時の出資払戻請求権又は解散時の残余財産分配請求権に応じる義務を負っているが、利益剰余金部分の放棄により、当該医療法人は、その部分について、これらの義務を免れるという経済的利益が生じる。この経済的利益については、法人税法施行令第 136 条の 4 第 2 項の規定により、当該医療法人の益金の額に算入しないこととされているため、法人税は課税されない。

Q 3. 基金拠出型法人に移行する際に、利益剰余金部分も含めて基金として振り替えた場合の課税関係はどのようになるのか。

A 3. この場合における課税関係は、以下のとおり。

- 1 各出資者に対する贈与税の課税関係
各出資者に対して、贈与税は課税されない。
- 2 各出資者に対する所得税の課税関係
出資持分の払戻しを受けた出資者に対して、利益剰余金部分に相当する額について、みなし配当として所得税が課税される（所得税法第 25 条第 1 項第 5 号）。
- 3 医療法人に対する贈与税の課税関係
医療法人に対して、贈与税は課税されない。
- 4 医療法人に対する法人税の課税関係
医療法人に対して、法人税は課税されない。

（理由）

- 1 基金拠出型法人に移行する際、出資額すべてを基金に振り替えることにより、「出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）」が「基金」に変わるが、各出資者が贈与により取得したものとみなされるものはない。
- 2 基金拠出型法人への移行に際し、「利益剰余金分も含めて基金に振り替える」とは、出資者の立場からすると、各出資者が有していた「出資持分」のすべてが、「基金（医療法人に対する債権）」に変わることを意味する。この場合、課税上、
 - ① 出資額部分（X 円）に対し、「X 円＋利益剰余金部分」に相当する額の払戻しを受け、
 - ② 当該「X 円＋利益剰余金部分」に相当する額を基金として拠出する。という手続きを踏むものとして取り扱われる。
①については、所得税法第 25 条第 1 項第 5 号の規定により、出資額部分を超える部分（利益剰余金部分）に相当する額の配当があったものとして、みなし配当課税が生じる。
- 3 一方、医療法人の立場からすると、（Q 2 とは異なり、）移行に際し、何ら経済的利益を受けないため、相続税法第 66 条第 4 項の規定による贈与税の課税関係は生じない。
- 4 上記 3 と同様、医療法人は何ら経済的利益を受けていないため、法人税の課税関係も生じない。

Q 4. 相続税法施行令第 33 条第 3 項第 1 号において、いわゆる「同族要件」として、「役員等のうち親族等が占める割合が 3 分の 1 以下である」旨規定されているが、ここにいう「役員等」に医療法人の社員は含まれるのか。

A 4. 含まれない。

(理由)

役員等は、「理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されている（相続税法施行令第 32 条）。

医療法人の場合にあっては、業務執行機関を指し、基本的意思決定機関の構成員たる「社員」は役員等に含まれない。

Q 5. 「同族要件」の判定はいつの時点でなされるのか。

A 5. 原則として、贈与時点で判定する。ただし、贈与のタイミングに限って「3分の1要件」を満たすように定款変更を行っている場合など、租税回避目的と認められるような事例については、贈与時点のみならず、その前後を通じて判定する場合もある。

(注)「同族要件」を満たす定款の定めがあった場合であっても、実際には、「同族要件」を満たさない役員を選任がなされているときには、運営組織が適正であると認められない場合もある。

なお、国税庁の通達では、判定時期について、贈与時点で要件を満たしていなくても、申告期限までに要件を満たしていればよいものとして取り扱われている。

[参考] 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和 39 年 6 月 9 日付直審(資)24、直資 77）（抄）

（判定の時期等）

17 法第 66 条第 4 項の規定を適用すべきかどうかの判定は、贈与等の時を基準としてその後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には法施行令第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第 66 条第 4 項の規定を適用しないこととして取り扱う。

Q 6. 医療法人の役員がMS法人（メディカル・サービス法人）を設立している場合は、相続税法施行令第33条第3項第2号に規定されている「特別の利益を与えない」との要件を満たさないこととなるのか。

A 6. 医療法人の役員がMS法人を設立していることのみをもって、「特別の利益を与えない」との要件を満たさないこととはならないものと思われる。

なお、「特別の利益を与えること」について、国税庁の通達にその例が示されている。

例えば、医療法人とMS法人との間に取引がある場合において、その取引が「特別の利益を与えること」に該当するかどうかは、個別の事案に応じて、その対価の適正性など、様々な事情を勘案して総合的に判断するものと思われる。

[参考] 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和39年6月9日付直審(資)24、直資77）（抄）

（特別の利益を与えること）

- 16 法施行令第33条第3項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。
- (1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合
- イ 贈与等をした者
 - ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等
 - ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下16において「贈与等をした者等」という。）の親族
 - ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の(2)において「特殊の関係がある者」という。）
 - (イ) 贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (ロ) 贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - (ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - (二) 贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社
 - (ホ) 贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
 - (ヘ) 上記(二)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人
- (2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

- イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
- ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
- ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
- ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
- ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
- ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
- ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
- チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
- リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
- ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

Q 7. 相続税法施行令第 33 条第 3 項第 4 号に規定されている「公益に反する事実」とは、具体的にどのような事実か。例えば、脱税行為や診療報酬の不正請求は、これに当たるのか。

A 7. 「公益に反する事実」というのは、個別の事案の事情により、いろいろな角度から検討されるべきものである。

例えば、一般的に脱税行為や診療報酬の不正請求はこれに当たるものと考えられるが、最終的には、個別の事案に応じて、その行為の違法性など、様々な事情を勘案して総合的に判断するものと思われる。

Q 8. 「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、死亡により退社した社員に代わってその相続人が新たに社員となったことのみをもって相続税が課税されることはあるか。

また、「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後、当該法人に対して、財産の贈与又は遺贈があった場合の課税関係はどのようなになるのか。

A 8. 出資持分（出資額部分＋利益剰余金部分）は、移行時において放棄されており、移行後の相続時において相続財産として存在しないため、相続税の課税財産とはならない。

ただし、移行後の医療法人に対して新たな贈与又は遺贈があった場合には、医療法人から特別の利益を受ける者又は医療法人に対して、贈与税又は相続税が課税される場合がある（相続税法第 65 条第 1 項、第 66 条第 4 項）。

（理由）

「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」へ移行すると、各出資者は当該医療法人に対する出資持分を有しないことになる。

そのため、移行後に社員の代替わりが生じたとしても、社員の死亡により相続される相続財産（出資持分）そのものがないため、相続税の課税価格に算入されるものはない。

ただし、「基金拠出型法人ではない持分なし医療法人」への移行後においても、持分なし法人一般に対する贈与・遺贈に関する規定の適用はあるため、当該医療法人に対して、新たな財産の贈与又は遺贈があった場合には、以下の①又は②の課税関係が生じる場合がある。

- ① 当該贈与又は遺贈により、贈与者等の親族等の贈与税又は相続税の負担が不当に減少すると認められる場合
⇒ 相続税法第 66 条第 4 項の規定により、医療法人に対して、贈与税又は相続税を課税。
- ② 当該贈与又は遺贈を受けた医療法人が、贈与者等の親族等に対して、特別の利益を与えるものである場合
⇒ 相続税法第 65 条第 1 項の規定により、特別の利益を受ける当該親族等に対して、贈与税又は相続税を課税。

（上記①又は②が競合する場合の適用関係については、①が優先して適用される。）

Q 9. 基金拠出者が死亡し、基金を相続した場合、相続税は課税されるのか。

A 9. 基金の相続人に対し、相続税が課税される。

(理由)

「基金」は、基金拠出者の立場からすると、医療法人に対する債権という財産であり、基金拠出者が死亡し、その相続人に相続される場合には、当該相続人に相続税が課税される。「基金」の評価は、財産評価基本通達 204（貸付金債権の評価）に準じて、医療法人から返還されるべき金額によって評価することとなる。

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正

目	次
一 医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等の創設……………	616
I 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の7の5）……………	618
II 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除（措法70の7の6）……………	624
III 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（措法70の7の7）……………	626
IV 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の7の8）…	627
V 医療法人の持分についての相続税の税額控除（措法70の7の9）……………	629
二 農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の改正……………	631
三 農地等についての納税猶予等に係る利子税の特例の改正……………	639
四 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の改正……………	640
五 国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税措置の改正……………	645
六 国立公園特別保護地区等内の土地に係る相続税の物納の特例の廃止……………	647

はじめに

本稿では、平成26年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、相続税・贈与税の特例関係の改正の概要について説明します。

これらの改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月20日に可決・成立し、同月31日に平成26年法律第10号として公布されています。また、関係政省令告示もそれぞれ公布・制定されています。

- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第149号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正

する省令（平成26年財務省令第31号）

- ・ 租税特別措置法第41条第24項等の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第430号）
- ・ 租税特別措置法第41条第24項等の規定の適用を受けようとする場合の要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第431号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第9項の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第438号）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第9項の規定の適用を受けようとする場合の要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件（平成26年国土交通省告示第439号）

一 医療法人の持分に係る相続税及び贈与税の納税猶予等の創設

制度創設の背景等

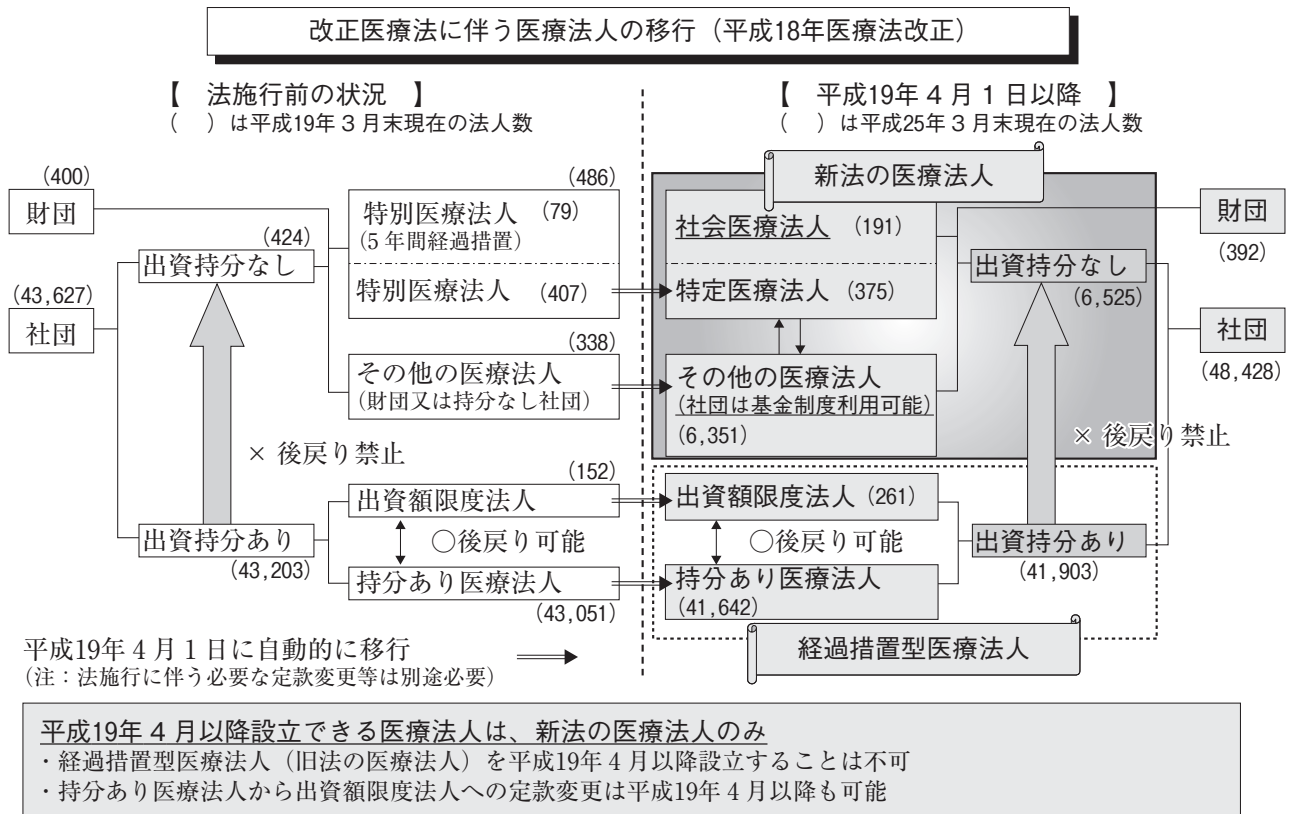
医療法人については、医療法の規定により従来から剰余金の配当は禁止されていますが、平成18年の医療法改正前は解散時における残余財産を出資者に対して分配することは特に禁止されていませんでした（医療法人の財産に対する出資者の出資割合に応じた持分を認めている、いわゆる「持分あり医療法人」）。それにより、持分あり医療法人については、退社時の持分払戻しと解散時の残余財産分配が可能であり、これらは実質的には剰余金の配当にあたることも考えられることから、医療法人における非営利性の確保に抵触するのではないかとの疑義も生じていました。

上記のとおり医療法人は剰余金の配当ができないことなどから、長年の経営により医療法人内部に積み上げられた剰余金が多額となる傾向があります。そのため、持分の払戻し請求があった場合には払戻額が高額になり、医療法人の存続が脅かさ

れる事態が生じることも指摘されていました。また、持分あり医療法人の出資社員が死亡し、相続人に対して持分に係る相続税が課税される場合は、医療法人の財産状態によっては、その納税額が高額になることもあり得ます。相続税支払いのために持分の払戻し請求が行われると医業継続に支障を来す場合もあるとの指摘もありました。

このため、平成18年の医療法改正においては、医療法人の非営利性の徹底を図るとともに、地域医療の安定性を確保するため、残余財産の帰属先を国又は地方公共団体等に限定し、出資者に分配できないこととされ、持分あり医療法人の新設ができなくなりました（いわゆる「持分なし医療法人」）（医療法第44条第5項の改正）。持分なし医療法人であれば、（基金部分を除き）相続税負担は発生せず、医療法人の経営も安定するものと考えられます。

ただし、この改正は既存の医療法人には適用されず、新法適用への移行は自主的な取組みと位置



付けられたため、当分の間、経過措置型医療法人（法令上の名称は「経過措置医療法人」といいます。）として存続することとされました。

平成26年の医療法改正においては、平成18年の医療法改正後も持分なし医療法人への移行が進んでいないことを踏まえ、持分なし医療法人への移行を促進することとし、「政府は、地域において必要とされる医療を確保するため、経過措置医療法人（＝持分あり医療法人）の新医療法人（＝持分なし医療法人）への移行が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする」旨を法定（注）するとともに、厚生労働大臣による移行計画の認定制度を創設し、一定の期間内（平成26年10月1日から3年間）に認定を受けた医療法人に対し各種の支援を行うこととしています。

具体的支援として、認定を受けた医療法人に対しては、本税制措置のほか、持分の払戻し請求があった場合にも医業継続に支障が出ないようにするための経営安定化資金を独立行政法人福祉医療機構が融資する制度、既存の移行マニュアルの活用といった支援をパッケージで講ずることとされています。

（注）「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」により「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」が改正され、その附則に上記規定が追加されました。

上記の移行促進という政策に則って移行計画の認定を受け、移行に向けた調整を行っている中で相続が発生した場合には、被相続人は持分の移行計画期間内の放棄を予定していたにもかかわらず、その相続人とすれば当該持分に係る相続税の支払いが必要となり、納税資金確保のため、払戻し請求を行う可能性があります。そのような事態が生じた場合には、移行計画の達成が困難になり、地域医療の安定性の確保も危うくなることから、払戻しリスクを除去することにより相続税が移行の

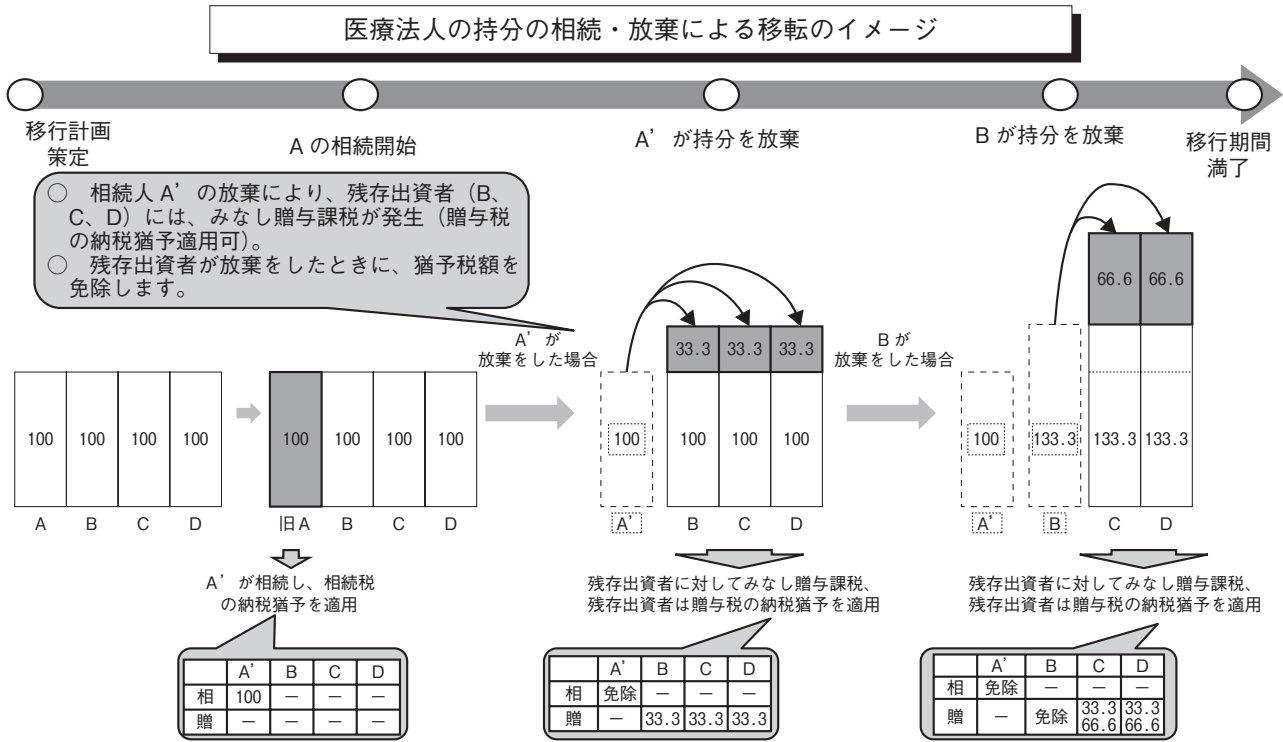
達成の障害となることを防止し、関係者間の合意形成、持分の放棄までの時間を確保し、移行を円滑に進めることを可能とするため、移行計画の認定を受けて持分なし医療法人への移行を進めようとする経過措置型医療法人を対象とした相続税の納税猶予制度を創設することとされました。

こうした制度は、医療法上の移行計画認定スキームを前提として、持分なし医療法人に移行しようとする過程で偶然相続税負担が発生することに伴う払戻しによる経営資源の流出の回避につながるものといえます。また、移行計画の認定を受けべく策定作業を進める中で相続が発生した場合にも同様の問題が生じるため、相続後申告期限までに認定を受けた医療法人についても本制度の対象とされました。

ところで、相続以外の局面においても税負担が発生する場合があります。移行計画の認定を受け、移行に向けて持分の放棄があった場合には、出資者全員が同時に放棄をすれば出資者間に贈与税の課税関係は生じないものの、経営に関心のない者などが移行計画期間中に先行的に持分を放棄した場合や出資額限度法人において出資額相当の払戻しがあった場合など、持分又は出資額を超える剰余金部分の放棄が順次生じる場合があります。このような場合には、放棄された持分が他の出資者に帰属することとなりますが、その経済的利益の帰属は「みなし贈与」として贈与税の課税対象とされています。

贈与税が課税されると、相続税が課される場合と同様に、移行計画期間内に持分放棄をする予定であるにもかかわらず納税資金の確保が必要となり、移行計画の達成が困難になるおそれがあることから、相続税の場合と同様に、経過措置型医療法人を対象とした贈与税の納税猶予制度を創設することとされました。

なお、贈与税の場合は、相続税の場合と異なり出資者の死亡による課税のような突発的な課税が生じる可能性は低いことから、みなし贈与発生後に移行計画の認定を受けた医療法人の場合は対象とされていません。



以下、具体的な制度の内容について説明します。

I 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の7の5）

1 創設された制度の概要

(1) 概要

認定医療法人の持分を有する個人（以下「贈与者」といいます。）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その持分がその認定医療法人の持分を有する他の個人（以下「受贈者」といいます。）に帰属することとなり、その持分の増加という経済的利益について受贈者に対して贈与税が課される場合には、その放棄があった日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額でその贈与税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、贈与税の申告期限までにその納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、認定移行計

画に記載された移行期限まで、納税が猶予されます（措法70の7の5①）。

（注1）「認定医療法人」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日の予定）から起算して3年を経過する日までの間に、持分なし医療法人に移行する計画を作成し、その計画について厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

（注2）「納税猶予分の贈与税額」とは、次の(2)②により計算した税額をいいます。

（注3）「認定移行計画」とは、持分なし医療法人に移行するための取組みの内容などが記載された計画で厚生労働大臣の認定を受けたものをいいます。

（注4）「移行期限」とは、認定移行計画に記載された持分なし医療法人に移行する期限をいい、認定の日から3年以内とされています。

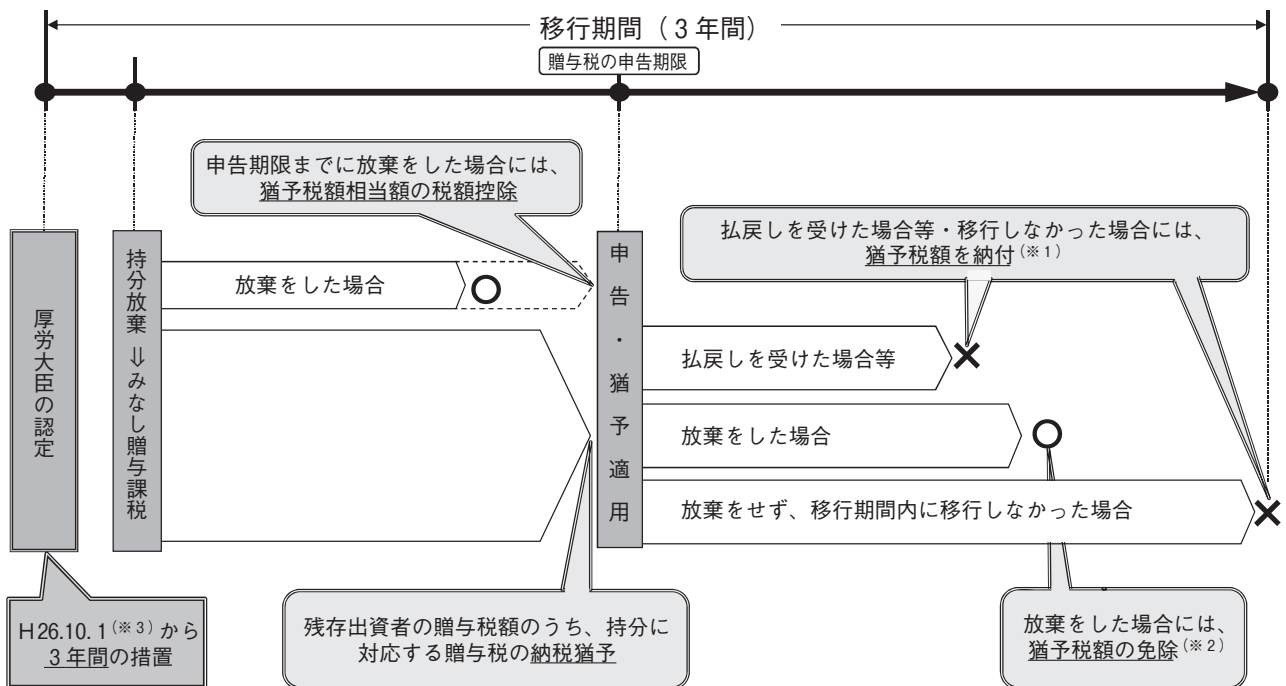
（注5）この納税猶予制度においては、認定を受けることができる医療法人、適用を受けることができる受贈者に関する要件はありま

せんが、受贈者が、贈与者による放棄の時から贈与税の申告期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています。また、後述の

税額控除制度（措法70の7の6）の適用を受ける場合には、この特例の適用はありません（措法70の7の5④）。

なお、この納税猶予制度の適用を受ける経済的利益については、相続時精算課税制度は適用できないこととされています（措法70の7の5③）。

経済的利益についての贈与税の納税猶予又は税額控除のイメージ



※1 猶予税額に併せて、利子税（年率6.6%（特例適用後1.7%））を納付。

※2 「基金拋出型医療法人」へ移行した場合には、基金として拋出した額に対応する猶予税額及び利子税を納付。

※3 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」の一部改正の施行の日

(2) 税額の計算

納税猶予分の贈与税額と納付税額の計算は以下のとおりです（措法70の7の5①）。

- ① 上記(1)の経済的利益及びそれ以外の受贈財産について通常の贈与税額を算出します。
- ② 上記(1)の経済的利益の価額を受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の5及び第21条の7並びに租税特別措置法第70条の2の3の規定（平成27年1月1日以後は、これらの規定に加え、同法第70条の2の4の規定）を適用して計算した

金額が納税猶予分の贈与税額となります。

- ③ 上記①の贈与税額から上記②の猶予税額を控除した金額が受贈者が贈与税の申告期限までに納付すべき贈与税額となります。

（注） 贈与者又は認定医療法人が2以上ある場合における納税猶予分の贈与税額は、経済的利益に係る受贈者がその年中において贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして計算することとされています（措

令40の8の4⑤)。

この場合、それぞれの贈与者又は認定医療法人ごとの納税猶予分の贈与税額は、上記の納税猶予分の贈与税額に、贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの経済的利益の価額が上記のみなされたその年分の贈与税の課税価格に占める割合を乗じて計算した金額となります（措令40の8の4⑥）。

納税猶予期限の確定、納付、免除などについては、それぞれの贈与者又は認定医療法人ごとの納税猶予分の贈与税額について適用されます（措令40の8の4⑦）。

(3) 担保

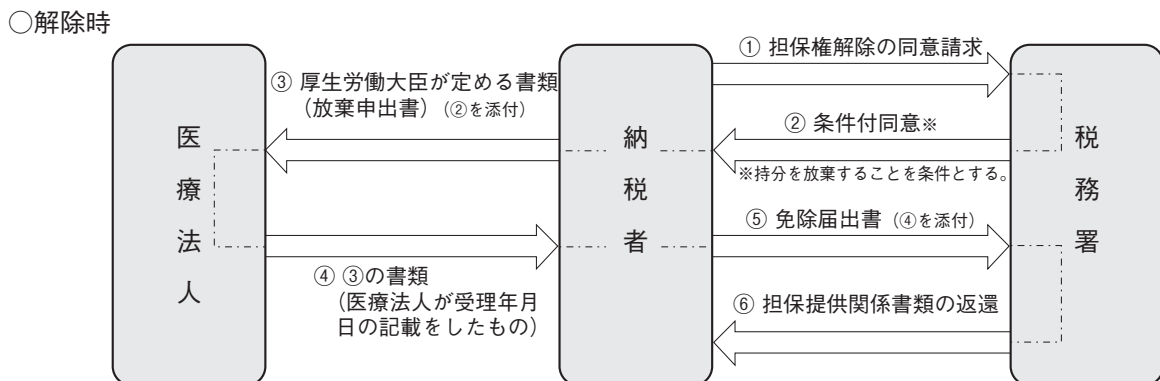
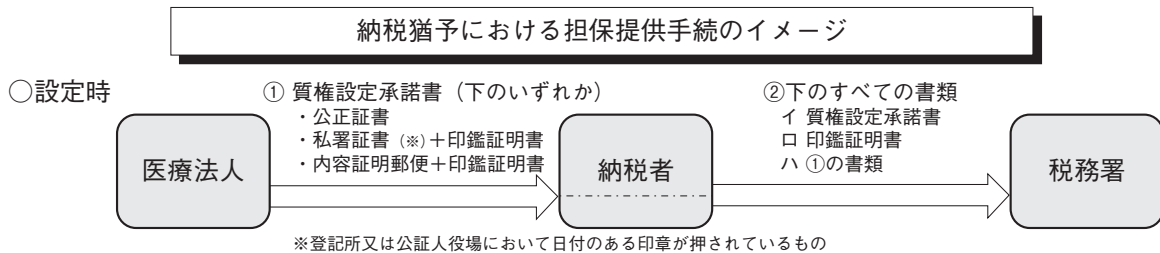
この特例の適用を受けるためには、その経済的利益に係る贈与税の申告期限までに納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供する必要があります。

担保の提供は、国税通則法の規定に従って提供することが原則ですが、本特例においては、受贈者が有する特例の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合には、国税通則法の規定では国税の担保として提供す

ることができない医療法人の持分を担保として提供することができることとされるとともに、爾後の価額変動によりその持分の価額が納税猶予分の贈与税額に満たなくなったときであっても、納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすこととされています（措法70の7の5⑦）。

なお、認定医療法人の持分を担保として提供する場合には、次の書類を税務署長に提出することとされています（措令40の8の4①、措規23の12の2①）。

- ① 受贈者がその有する認定医療法人の持分に質権を設定することについて承諾した旨を記載した書類及び受贈者の印鑑証明書
 - ② 認定医療法人が質権の設定について承諾したことを証する次のいずれかの書類
 - イ 公正証書
 - ロ 私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されたもの及び認定医療法人の印鑑証明書
 - ハ 内容証明郵便及び認定医療法人の印鑑証明書
- (備考) その認定医療法人について受贈者が既に



この特例又は相続税の納税猶予の特例（措法70の7の8）を適用し、その認定医療法人の持分を担保として提供している場合であっても、その認定医療法人の持分を重ねて担保として提供することができます（措令40の8の4③）。

(4) 申告手続

この納税猶予制度の適用を受けようとする受贈者は、経済的利益に係る贈与税の期限内申告書に、その経済的利益につきこの納税猶予制度の適用を受けようとする旨を記載し、その経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他一定の書類を添付しなければなりません（措法70の7の5⑧、措規23の12の2④）。

(5) 免除

移行期限までに次の①又は②に該当することとなった場合には、次の①又は②の金額に相当する贈与税は、免除されます（措法70の7の5⑪）。

- ① 受贈者が有している認定医療法人の持分の全てを放棄した場合には、納税猶予分の贈与税額の全額
- ② 認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合において、受贈者が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、納税猶予分の贈与税額から次の(6)②で納付することとなる金額を控除した残額

(注1) 認定医療法人の持分の放棄は、厚生労働大臣が定める所定の様式による書類を医療法人に提出することによって行われる必要があります（措規23の12の2③）。

(注2) 基金拠出型医療法人とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第2

項第1号ハに規定する医療法人をいいますが、具体的には、持分なし医療法人であって基金（医療法人に拠出された金銭等であって、当該医療法人が拠出した者に対して返還義務を負うものをいいます。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款に定めたものをいいます。

(注3) 納税猶予分の贈与税額の免除を受けようとする受贈者は、次の記載事項を記載した届出書に、次のイからニまでの書類（上記①の場合には、イ及びロのみ）を添付して、免除事由に該当した日後遅滞なく、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措令40の8の4⑪、措規23の12の2⑤）。

【記載事項】

- ・ 届出書を提出する者の氏名及び住所
- ・ 贈与税の免除を受けようとする旨
- ・ 免除を受ける贈与税の額（次の(6)②に該当する場合には、計算の明細を含みます。）
- ・ その他参考となるべき事項

【添付書類】

- イ 受贈者が持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した上記（注1）の書類（その認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限り）の写し
 - ロ 受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び放棄の時における出資者名簿の写し
 - ハ 基金拠出型医療法人の定款（都道府県知事の認可を受けたものに限り）の写し
 - ニ 免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細の根拠を明らかにする書類
- ※ 具体的には、受贈者の持分の価額を評価するためのその認定医療法人の基金拠出時における貸借対照表などの書類が考えられます。

(6) 納付

① 納税猶予分の贈与税額の全額の猶予期限が確定する場合

次のイからへまでに該当する場合には、それぞれイからへまでの日から2か月を経過する日が納税猶予に係る猶予期限となり、猶予税額の全額を納付しなければなりません（措法70の7の5⑤）。

イ 受贈者が贈与税の申告期限から移行期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合には、その払戻しの日

ロ 受贈者が贈与税の申告期限から移行期限までの間に認定医療法人の持分の譲渡をした場合には、その譲渡の日

ハ 移行期限までに持分なし医療法人に移行しなかった場合には、その移行期限

ニ 認定移行計画の認定が取り消された場合には、その取消しの日

ホ 認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）には、その解散の日

へ 認定医療法人が合併により消滅をした場合には、その消滅の日

(注) ただし、次の場合を除きます（措令40の8の4⑧）。

(イ) 合併により医療法人を設立する場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。

(ロ) 合併後存続する医療法人がその合併により持分なし医療法人となる場合において受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。

② 納税猶予分の贈与税額の一部の猶予期限が確定する場合

認定医療法人が基金拠出型医療法人に移行する場合において、受贈者が有するその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した金額に対応する部分の税額に相当する贈与税については、基金拠出型医療法人への移行に関する都道府県知事の認可があった日から2か月を経過する日が納

認定医療法人に合併があった場合の納税猶予の継続の適否

○ 吸収合併 ⇒ 期限確定するケース		期限確定しないケース		○ 吸収合併 ⇒ 期限確定しないケース		○ 新設合併 ⇒ 期限確定しないケース	
存続法人	消滅法人	存続法人	消滅法人	存続法人	消滅法人	存続法人	消滅法人
1	あり	+	あり	⇒	あり	納付	(適用法人が消滅法人となるため)
2	あり	+	あり	⇒	あり	納付	(適用法人が消滅法人となるため)
3	あり	+	あり	⇒	あり	継続	(存続法人であり、影響がないため)
4	あり	+	あり	⇒	あり	継続	(存続法人であり、影響がないため)
5	あり	+	あり or あり or なし	⇒	なし	継続+免除	(実務上、持分なし法人への移行と同時に、持分が放棄されるため)
6	あり or なし	+	あり	⇒	なし	継続+免除	(同上)
7	あり	+	あり or あり	⇒	なし	継続+免除	(実務上、持分なし法人の設立と同時に、持分が放棄されるため)
8	あり	+	なし	⇒	なし	継続+免除	(同上)

※払戻しを受けた場合には、全ての類型について猶予税額を納付

凡例
 持分あり 認定なし (あり)
 持分あり 認定あり (あり)
 持分あり 認定あり 納税猶予あり (あり)
 持分なし (なし)

税猶予に係る猶予期限となり、納税猶与分の贈与税額のうち基金として拠出した金額に対応する部分の税額を納付しなければなりません（措法70の7の5⑥）。

（注）基金として拠出した金額に対応する部分の税額は、次のとおり計算します（措令40の8の4⑨）。

$$\text{納税猶予分の贈与税額} \times \frac{\text{基金拠出額} - \text{拠出時の持分の価額} \times \left(1 - \frac{\text{納税猶与割合}}{\text{納税猶与割合}}\right)}{\text{拠出時の持分の価額} \times \text{納税猶与割合}}$$

※1 「納税猶与割合」とは、贈与者による放棄があった時（≒納税猶与適用開始時）において受贈者が有していた持分のうち納税猶与の対象となる経済的利益の割合を表すもので、贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額がその経済的利益の価額と贈与者による放棄の直前において受贈者が自ら有していた認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいいます（措令40の8の4⑩）。

※2 基金拠出額が少ない場合など分子がマイナスとなる場合には、持分のうち納税猶与の対象となる経済的利益以外の受贈者が自ら有していた持分（自己所有持分）から基金が拠出されたものと考え、確定税額はゼロ（＝全額免除）となります。

具体的な計算例で示すと以下のとおりです。

[みなし贈与時]

- ① 自己所有持分：1,000万円
- ② 受贈分（経済的利益）：1,500万円
- ③ 持分の価額（①+②）：2,500万円
- ④ 贈与税額（納税猶与分の贈与税額）：470万円（上記②に対応する税額）
- ⑤ 納税猶与割合：3/5（1,500万円／（1,000万円+1,500万円））

[基金拠出時]

- ① 自己所有持分：1,200万円（持分の価値は1.2倍）
- ② 受贈分（経済的利益）：1,800万円（〃）
- ③ 持分の価額（①+②）：3,000万円
- ④ 基金拠出額：1,500万円（基金拠出時の持分の価額（3,000万円）の2分の1を拠出）

【確定税額の計算】

$$470\text{万円} \times \frac{1,500\text{万円} - 3,000\text{万円} \times \left(1 - \frac{3}{5}\right)}{3,000\text{万円} \times \frac{3}{5}}$$

$$= 470\text{万円} \times \frac{300\text{万円}}{1,800\text{万円}}$$

≒78万円

※ 基金拠出額1,500万円のうち、基金拠出額1,500万円から拠出時の自己所有持分1,200万円を控除した残額（300万円）に対応する税額が確定税額となります。

③ 担保の変更命令に従わない場合

税務署長は、上記(3)の担保について受贈者が国税通則法第51条第1項の規定による変更の命令に応じない場合には、納税猶与分の贈与税額に相当する贈与税に係る納税の猶与に係る期限を繰り上げ、納付を求めることができることとされています（措法70の7の5⑨）。

(7) 利子税

上記(6)により納税猶与分の贈与税額の全部又は一部を納付する受贈者は、その納付する贈与税額を基礎とし、贈与税の申告期限の翌日から上記(6)の納税の猶与に係る期限までの期間に応じ、年6.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、上記(6)の贈与税と併せて納付しなければなりません（措法70の7の5⑫）。

（注）上記の利子税の割合（6.6%）は、利子税の割合の特例の適用後は、1.7%（貸出約定平均金利の年平均が0.9%の場合）となります（措法93）。

(8) その他

① 納付義務の承継

移行期限までに受贈者が死亡した場合には、その受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、その受贈者の相続人に承継されます（措法70の7の5⑬）。

相続人が複数いる場合に各相続人が承継する割合は次のとおりです（措令40の8の4⑫）。

イ 上記(5)又は(6)に該当することとなった時までに死亡した受贈者が有していた認定医療法人の持分が共同相続人又は包括受遺者によって分割されている場合には、その共同相続人又は包括受遺者が相続又は遺贈により取得した認定医療法人の持分の価額が死亡した受贈者が有していた認定医療法人の持分の価額のうちに占める割合

ロ 未だ分割されていない場合には、民法第900条から第902条まで（法定相続分、代襲相続人の相続分、遺言による相続分の指定）の規定による相続分の割合により承継することとされています。

② 通知規定

厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長（以下「厚生労働大臣等」といいます。）は、受贈者又は認定医療法人について、納税の猶予に係る期限の確定に係る事実があったことを知った場合には、国税庁長官又は受贈者の納税地の所轄税務署長に対し、その事実が生じた旨その他一定の事項を書面により通知することとされています（措法70の7の5⑭）。また、税務署長も、厚生労働大臣等の事務処理のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣等に対し、受贈者がこの特例の適用を受ける旨その他一定の事項を通知することができることとされています（措法70の7の5⑮）。

③ 3年加算

贈与者が上記(1)の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から3年以内に死亡した場合には、この納税猶予制度の適用を受ける

経済的利益の価額については、いわゆる3年加算（相続税法第19条第1項）の規定は、適用されません（措令40の8の4⑭）。

2 適用関係

上記1の特例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日の予定）以後に認定医療法人の持分の放棄があった場合の経済的利益に係る贈与税について適用されます（改正法附則1二十二、128⑬）。

II 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除（措法70の7の6）

1 創設された制度の概要

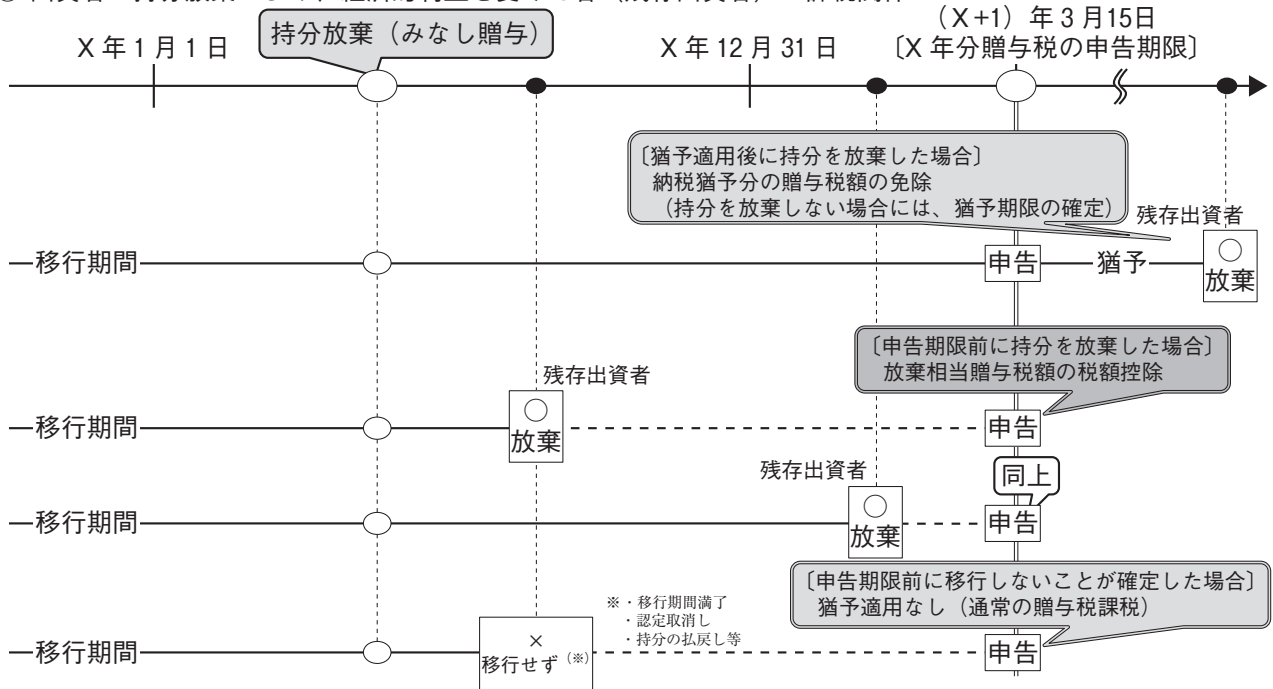
(1) 概要

認定医療法人の持分を有する個人（以下「贈与者」といいます。）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その持分がその認定医療法人の持分を有する他の個人（以下「受贈者」といいます。）に帰属することとなり、その持分の増加という経済的利益について受贈者に対して贈与税が課される場合において、受贈者が贈与者による放棄の時から経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、その受贈者の贈与税については、通常の計算による贈与税額（経済的利益及びそれ以外の受贈財産について相続税法第21条の5から第21条の8まで及び租税特別措置法第70条の2の3の規定（平成27年1月1日以後は、これらの規定に加え、同法第70条の2の4の規定）を適用して計算した金額）から放棄相当贈与税額を控除した残額を申告期限までに納付すべき贈与税額とします（措法70の7の6①）。

（注1） この税額控除制度においては、認定を受けることができる医療法人、適用を受ける

申告期限までに持分を放棄した場合 [贈与税]

○ 出資者の持分放棄により、経済的利益を受けた者（残存出資者）の課税関係



ことができる受贈者に関する要件はありませんが、受贈者が贈与者による放棄の時から贈与税の申告期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています（措法70の7の6④）。

なお、この特例の適用を受ける経済的利益については、相続時精算課税制度は適用できないこととされています（措法70の7の6③）。

（注2）受贈者による認定医療法人の持分の放棄は、厚生労働大臣が定める所定の様式による書類を医療法人に提出することによって行われる必要があります（措規23の12の3①）。

適用後に免除される税額と同様の税額となりますが、具体的には次のとおりです（措法70の7の6②、措令40の8の5①②）。

① 受贈者が有している認定医療法人の持分の全てを放棄した場合には、経済的利益の価額を受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第21条の5及び第21条の7並びに租税特別措置法第70条の2の3の規定（平成27年1月1日以後は、これらの規定に加え、同法第70条の2の4の規定）を適用して計算した金額となります。

② 認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合において、受贈者が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、上記①の方法により計算した金額のうち、認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当する金額となります。

（注）放棄がされた部分に相当する金額は、次のとおり計算します。

(2) 放棄相当贈与税額

放棄相当贈与税額は、上記 I 1(5)の納税猶予

$$\text{上記①の方法により計算した金額} \times \frac{\text{イ}}{\text{ロ}}$$

イ 認定医療法人の持分のうち受贈者が放棄をした部分に対応する部分のその放棄の直前における金額

ロ 受贈者による放棄の直前においてその受贈者が有していた認定医療法人の持分の価額に相当する金額に、(イ)に掲げる価額が(イ)と(ロ)の合計額に占める割合を乗じて計算した金額

(イ) 贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額

(ロ) (イ)の放棄の直前において受贈者が自ら有していた認定医療法人の持分の価額

※ イの金額がロの金額を上回る場合には、上記①の方法により計算した金額となります。

(3) 申告手続

この特例の適用を受けようとする受贈者は、経済的利益に係る贈与税の期限内申告書に、その経済的利益につきこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、その経済的利益に係る持分の明細及び放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他一定の書類を添付しなければなりません（措法70の7の6⑤、措規23の12の3②）。

(4) その他

贈与者が上記(1)の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から3年以内に死亡した場合には、この特例の適用を受ける経済的利益の価額については、いわゆる3年加算（相続税法第19条第1項）の規定は、適用されません（措令40の8の5③）。

2 適用関係

上記 I 2 と同様です（改正法附則1二十二、128⑬）。

Ⅲ 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（措法70の7の7）

1 創設された制度の概要

例えば、出資額限度法人である医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い、相続人が出資額を払い出した場合には、出資額を超える部分は、その医療法人に帰属することから、他の出資者は経済的利益を受けることとなります。

この場合、現在の課税実務では、相続税法第9条及び第19条第1項の規定により贈与税ではなく相続税が課税される場合があります。

（備考）遺言により持分を放棄した場合も同様に経済的利益について相続税が課される場合があります。

この特例においては、そのような場合であっても、その経済的利益については相続税ではなく贈与税を課税することとし、上記 I 又は II の特例の適用を受けることができることとされます。

すなわち、経過措置医療法人（贈与税の申告期限において認定医療法人である法人に限ります。）の持分を有する個人の死亡に伴い他の個人の持分の価額が増加した場合には、その持分の価額の増加による経済的利益に係る相続税法第9条本文の規定の適用については、同条本文中「贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）」とあるのは「贈与」と読み替えられ、遺言により経済的利益を受けた場合であっても贈与税が課税されるとともに、その経済的利益については、相続税法第19条第1項の規定は適用されず、相続税の課税対象ではなく贈与税の課税対象となります（措法70の7の7①）。

（注1）「出資額限度法人」とは、持分あり医療法人であって、社員の退社時における持分払戻請求権及び解散時における残余財産分配請求権に関し、その法人財産に及ぶ範囲を実際の払込出資額を限度とすることを定款上明らかにしたものをいいます。

(注2) 「経過措置医療法人」とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の2に規定する経過措置医療法人をいい、具体的には持分あり医療法人を指します。

(注3) この規定は、経済的利益を受けた他の出資者が上記Ⅰ又はⅡの特例の適用を選択する場合のみ適用され、これらの特例の適用を受けない場合には従来どおりの課税関係となります（措法70の7の7③）。

(注4) この特例の適用を受けようとする受贈者は、上記Ⅰ又はⅡの特例の適用を受ける旨をこれらの規定の適用に係る贈与税の申告書に記載しなければなりません（措令40の8の6③）。

2 適用関係

上記Ⅰ2と同様です（改正法附則1二十二、128⑬）。

Ⅳ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の7の8）

1 創設された制度の概要

(1) 概要

個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（以下「被相続人」といいます。）から相続又は遺贈によりその経過措置医療法人の持分を取得した場合において、その経過措置医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、その持分を取得した個人（以下「相続人等」といいます。）が相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、その持分の価額で相続税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税の申告期限までにその納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に

限り、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます（措法70の7の8①）。

(注1) 「認定医療法人」、「認定移行計画」及び「移行期限」とは、それぞれ上記Ⅰ1(1)の(注1)、(注3)及び(注4)に記載されているものと同じ意義です。また、「経過措置医療法人」とは、上記Ⅲ1(注2)と同じ意義です。

(注2) 「納税猶予分の相続税額」とは、次の(2)②により計算した税額をいいます。

(注3) この納税猶予制度においては、認定を受けることができる医療法人、適用を受けることができる相続人等に関する要件はありませんが、相続人等が被相続人の死亡の時から相続税の申告期限までの間に経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています。また、後述の税額控除制度（措法70の7の9）の適用を受ける場合には、この特例の適用はありません（措法70の7の8③）。

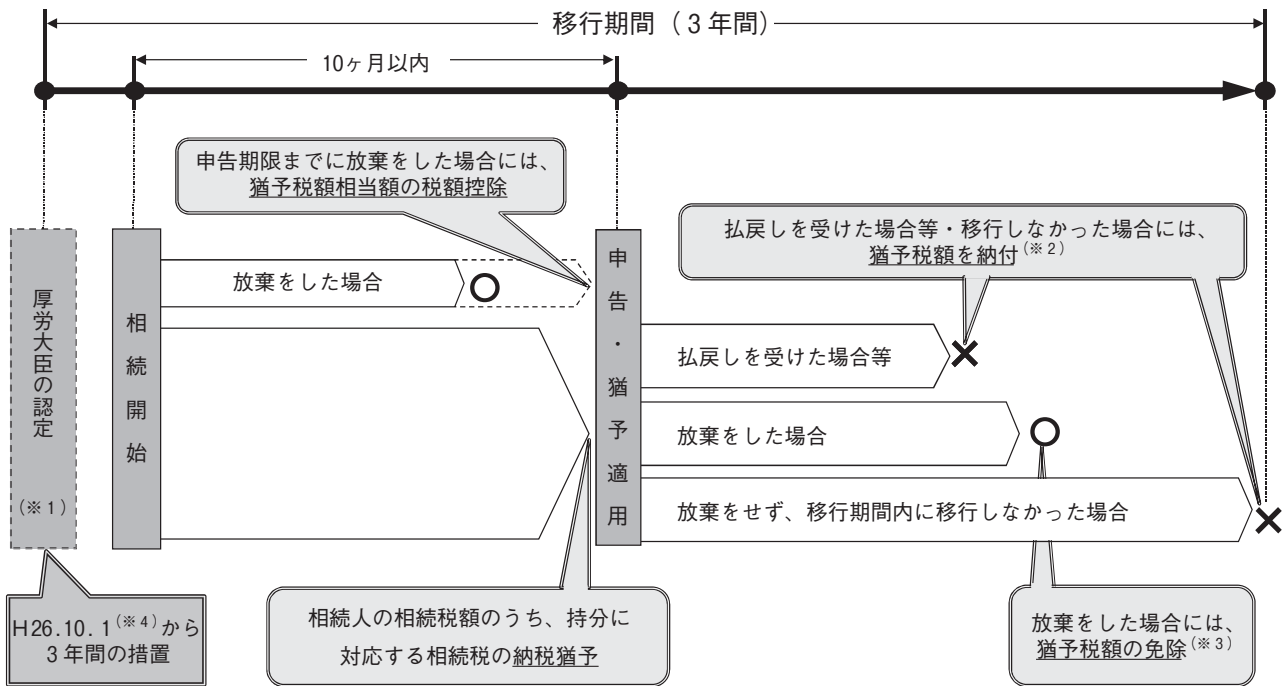
(2) 税額の計算

納税猶予分の相続税額及び相続人等の納付税額の計算は以下のとおりです（措法70の7の8②、措令40の8の7④～⑪）。

① 相続人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分と持分以外の財産につき、通常の相続税額の計算を行い、その相続人等の相続税額を算出します。

② 医療法人の持分を取得した相続人等以外の者の取得財産は不変とした上で、その相続人等がその医療法人の持分のみを相続したのものとして相続税法第13条から第19条まで並びに第21条の15第1項及び第2項の規定を適用して相続税額の計算を行い、その相続人等の相続税額を算出します。その金額がその相続人

持分についての相続税の納税猶予又は税額控除のイメージ



※1 ①相続開始前、又は②相続開始後申告期限までに「厚労大臣の認定」を受ける必要があります。

※2 猶予税額に併せて、利子税（年率6.6%（特例適用後1.7%））を納付。

※3 「基金拋出型医療法人」へ移行した場合には、基金として拋出した額に対応する猶予税額及び利子税を納付。

※4 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）」の一部改正の施行の日

等に係る納税猶予分の相続税額となります。

- ③ 上記①の相続税額から上記②の納税猶予分の相続税額を控除した金額がその相続人等が相続税の申告期限までに納付すべき相続税額となります。

（注1） 認定医療法人が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額は、相続人等が被相続人から相続又は遺贈により取得した全ての認定医療法人の持分の価額の合計額を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして計算することとされています（措令40の8の7⑦）。

この場合、それぞれの認定医療法人ごとの納税猶予分の相続税額は、上記の納税猶予分の相続税額に、認定医療法人の異なるものごとの持分の価額が上記の全ての認定医療法人の持分の価額の合計額に占める割合を乗じて計算した金額となります（措令40の8の7⑧）。

納税猶予期限の確定、納付、免除などについては、それぞれの認定医療法人ごとの納税猶予分の相続税額について適用されず（措令40の8の7⑩）。

（注2） 納税猶予分の相続税額を計算する場合において、被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに農地等についての相続税の納税猶予（措法70の6）の適用を受ける者がいるときは、その財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、農地等の価額について農業投資価格を基にした価額により計算される相続税の課税価格となります（措令40の8の7⑨）。

（注3） この特例の適用を受ける相続人等が「農地等についての相続税の納税猶予（措法70の6）」、「山林についての相続税の納税猶予（措法70の6の4）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予（措法70の7の2、70の7の4）」の適用を受ける者である場合

において、調整前持分猶予税額、調整前農地等猶予税額、調整前山林猶予税額又は調整前株式等猶予税額の合計額が猶予可能税額を超えるときは、納税猶予分の相続税額は、猶予可能税額に調整前持分猶予税額がその合計額に占める割合を乗じて計算した金額となります（措令40の8の7⑩）。

(3) 分割要件

相続税の申告期限までに相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には、その分割されていない持分については、この特例の適用を受けることはできません（措法70の7の8④）。

(4) その他

担保の提供、申告手続、免除、納付、利子税については、上記Ⅰの贈与税の納税猶予の1(3)から(7)までと同様とされています（措法70の7の8⑤～⑫、措令40の8の7⑫～⑮）。

また、納付義務の承継や通知規定についても上記Ⅰの贈与税の納税猶予の1(8)の①、②と同様とされています（措法70の7の8⑬～⑮、措令40の8の7⑯）。

2 適用関係

上記1の特例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成26年10月1日の予定）以後に相続又は遺贈により取得する医療法人の持分に係る相続税について適用されます（改正法附則1二十二、128⑮）。

V 医療法人の持分についての相続税の税額控除（措法70の7の9）

1 創設された制度の概要

(1) 概要

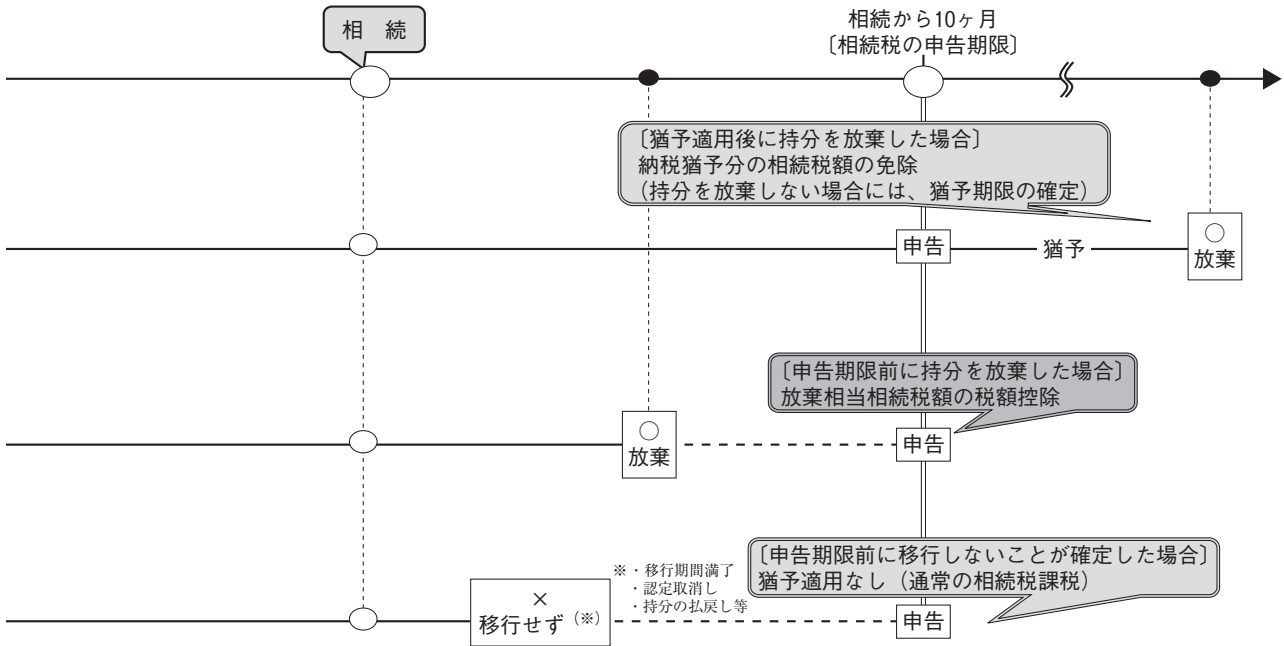
個人（以下「相続人等」といいます。）が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（以下「被相続人」といいます。）から相続又は遺贈によりその経過措置医療法人の持分を取得した場合において、その経過措置医療法人が相続の開始の時ににおいて認定医療法人（相続税の申告期限又は平成26年改正医療法施行日から起算して3年を経過する日のいずれか早い日までに厚生労働大臣の認定を受けた経過措置医療法人を含みます。）であり、かつ、その持分を取得した相続人等が相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に厚生労働大臣の認定を受けた経過措置医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときは、その相続人等については、通常の計算による相続税額（持分及び持分以外の財産について相続税法第15条から第20条の2まで及び第21条の15第3項の規定により計算した金額）から放棄相当相続税額を控除した残額が、相続税の申告期限までに納付すべき相続税額となります（措法70の7の9①）。

（注1）平成26年改正医療法施行日とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日をいい、平成26年10月1日の予定です。

（注2）相続人等が相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又はその持分の譲渡をした場合には、経営資源の流出につながり、医業経営の安定という政策目的と相容れないことから、この特例の適用を受けることはできないこととされています（措法70の7の9③）。

申告期限までに持分を放棄した場合 [相続税]

○ 出資者の死亡により、医療法人の持分を相続した者の課税関係



(注3) 厚生労働大臣の認定を受けた経過措置医療法人の持分の放棄は、厚生労働大臣が定める所定の様式による書類を医療法人に提出することによって行われる必要があります(措規23の12の5①)。

(2) 放棄相当相続税額

放棄相当相続税額は、上記Ⅳ1の納税猶予適用後に免除される税額と同様の税額となりますが、具体的には次のとおりです(措法70の7の9②、措令40の8の8①②)。

- ① 相続人等が有している認定医療法人の持分の全てを放棄した場合には、上記Ⅳの納税猶予分の相続税額と同様の方法(Ⅳ1(2)②)により計算した金額となります。
- ② 認定医療法人が基金拠出型医療法人へ移行する場合において、相続人等が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分とその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときは、上記①の方法により計算した金額のうち、認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当する金額となります。(注) 放棄がされた部分に相当する金額は、次

のとおり計算します。

$$\text{上記①の方法により計算した金額} \times \frac{1}{\text{ロ}}$$

- イ 認定医療法人の持分のうち放棄をした部分に対応する部分のその放棄の直前における金額
 - ロ 放棄の直前においてその相続人等が有していた認定医療法人の持分の価額に相当する金額に、(イ)に掲げる価額が(イ)と(ロ)の合計額に占める割合を乗じて計算した金額
 - (イ) 相続又は遺贈により取得した持分の価額
 - (ロ) (イ)の相続又は遺贈の直前において相続人等が有していた認定医療法人の持分の価額
- ※ イの金額がロの金額を上回る場合には、上記①の方法により計算した金額となります。

(3) 申告手続

この特例の適用を受けようとする相続人等は、

相続又は遺贈により取得した持分に係る相続税の期限内申告書に、その持分につきこの特例の適用を受けようとする旨を記載し、その持分の明細及び放棄相当相続税額の計算に関する明細その他一定の書類を添付しなければなりません

（措法70の7の9④、措規23の12の5②）。

2 適用関係

上記Ⅳ2と同様です（改正法附則1二十二、128⑮）。

【租税特別措置法(抄)】

(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)

第七十条の七の五 認定医療法人(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法 施行日」という。))から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)の持分を有する個人(第四項において「贈与者」という。)が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人(以下この条において「受贈者」という。))に対して贈与税が課される場合には、当該受贈者の当該放棄があつた日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書(当該期限内申告書の提出期限前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。))が提出する同法第二十八条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下第七十条の七の七までにおいて「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべきものの額のうち、当該放棄により受けた利益(以下第七十条の七の七までにおいて「経済的利益」という。)の価額で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額(当該経済的利益の価額を当該受贈者に係る当該年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の五 及び第二十一条の七 の規定(第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。))を適用して計算した金額をいう。以下この条において同じ。)に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条 の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2 この条から第七十条の七の九までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定医療法人 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下この条及び第七十条の七の八第二項において「平成十八年医療法等改正法」という。)附則第十条の四第一項に規定する認定医療法人をいう。

二 持分 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する持分をいう。

三 認定移行計画 平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項に規定する認定移行計画をいう。

四 厚生労働大臣認定 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第一項の規定による厚生労働大臣の認定をいう。

五 移行期限 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項の規定により認定移行計画に記載された移行の期限をいう。

六 基金拋出型医療法人 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金拋出型医療法人をいう。

3 次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項 に規定する特定贈与者が認定医療法人の持分を放棄したことにより経済的利益について第一項 の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益については、同法第二章第三節 の規定は、適用しない。

一 相続税法第二十一条の九第五項(第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する相続時精算課税適用者

- 二 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分について当該特定贈与者による放棄があつた日の属する年中において、当該特定贈与者から贈与を受けた同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者
- 4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に同項の認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。
- 5 第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定の適用を受ける納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。
- 一 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合 当該払戻しを受けた日
- 二 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合 当該譲渡をした日
- 三 当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人への移行をしなかつた場合 当該移行期限
- 四 当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合 当該厚生労働大臣認定が取り消された日
- 五 当該認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除く。） 当該解散をした日
- 六 当該認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において当該受贈者が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。） 当該消滅をした日
- 6 第一項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金（以下この項及び第十一項第二号において「基金」という。）として拠出したときは、当該受贈者の納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可があつた日から二月を経過する日（当該認可があつた日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

- 7 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が納税猶予分の贈与税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、当該持分の価額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであっても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合には、この限りでない。
- 8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。
- 9 税務署長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 10 受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。
 - 二 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が第七項本文の規定によりその有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等(国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。)が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び租税特別措置法第七十条の七の五第二項第二号(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)に規定する持分(質権その他の担保権の目的となっていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。)」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。
 - 三 前号の場合において、第七項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。
 - 四 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項中「延納」とあるのは「延納(租税特別措置法第七十条の七の五第一項(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)の規定による納税の猶予を含む。)」と、同法第七十三条第四項中「延納、」とあるのは「延納(租税特別措置法第七十条の七の五第一項(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。)」とする。
 - 五 第一項の規定による納税の猶予に係る期限(第五項、第六項又は前項の規定による当該期限を含む。)は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。
 - 六 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき(租税特別措置法第七十条の七の五第一項(医

療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合には、当該認めるとき又は当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときは、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前(当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあつては、当該贈与税に係る贈与の前)」と、同法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産(租税特別措置法第七十条の七の五第一項(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合において、当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同項に規定する受贈者の他の財産を除く。)」とする。

七 第五項、第六項又は前項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

11 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合(その該当することとなつた日前に、第五項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第九項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

一 第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合 納税猶予分の贈与税額

二 当該認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき 納税猶予分の贈与税額から第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

12 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税に相当する金額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税に併せて納付しなければならない。

一 第五項の規定の適用があつた場合(第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

二 第六項の規定の適用があつた場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第九項の規定の適用があつた場合 同項に規定する贈与税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

13 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける受贈者が死亡した場合には、当該受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、当該受贈者の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

14 厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者

又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、第五項又は第六項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該受贈者又は当該認定医療法人について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

15 税務署長は、第一項の場合において厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の事務(同項の規定の適用を受ける受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。)の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は当該地方厚生局長若しくは当該地方厚生支局長に対し、当該受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)

第七十条の七の六 認定医療法人(平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)の持分を有する個人(第四項において「贈与者」という。)が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人(以下この条において「受贈者」という。)に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五 から第二十一条の八までの規定(第七十条の二の三及び第七十条の二の四の規定を含む。)により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもって、その納付すべき贈与税額とする。

2 前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)

第七十条の七の七 次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人の当該持分の価額が増加した場合には、当該持分の価額の増加 による経済的利益に係る相続税法第九条 本文の規定の適用については、同条 本文中「贈与(当該行為が遺言に

よりなされた場合には、遺贈)」とあるのは、「贈与」とする。この場合において、当該経済的利益については、同法第十九条第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人(平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)であるときは、同項の他の個人は、当該経済的利益について、前二条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項の死亡した個人は第七十条の七の五第一項又は前条第一項に規定する贈与者と、当該他の個人はこれらの規定に規定する受贈者とみなす。
- 3 第一項の規定は、同項の他の個人が前項の規定により前二条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。
- 4 第二項の規定により前二条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)

第七十条の七の八 個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人(第八項において「被相続人」という。)から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書(当該期限内申告書の提出期限前に当該持分を取得した個人(以下この条において「相続人等」という。)が死亡した場合には、当該相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が提出する同法第二十七条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下この条及び次条において「相続税の申告書」という。)の提出期限において認定医療法人(平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)であるときは、当該相続人等が当該相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該持分の価額で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

- 2 この条において、経過措置医療法人とは平成十八年医療法 等改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいい、納税猶予分の相続税額とは前項の規定の適用に係る持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該相続人等の相続税の額をいう。
- 3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。
- 4 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない持分は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載をすることができないものとする。
- 5 第七十条の七の五第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等の同項の規定の適用を受ける

相続税に関する納税の猶予に係る期限について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税」とあるのは「納税猶予分の相続税額に相当する相続税」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と読み替えるものとする。

- 6 第七十条の七の五第六項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税については、第一項」とあるのは「相続税については、第七十条の七の八第一項」と、「もつて第一項」とあるのは「もつて第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。
- 7 第七十条の七の五第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が納税猶予分の相続税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。
- 8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の認定医療法人の持分に係る相続税の申告書に、当該持分につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。
- 9 第七十条の七の五第九項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。この場合において、同条第九項中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税に係る第一項」とあるのは「相続税に係る第七十条の七の八第一項」と読み替えるものとする。
- 10 相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 第七十条の七の五第十項第一号から第六号までの規定は、相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 二 第五項において準用する第七十条の七の五第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は前項において準用する同条第九項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。
 - 三 第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号ロにおいて準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。
- 11 第七十条の七の五第十一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける納税猶予分の相続税額に相当する相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第七十条

の七の八第一項」と、「第五項各号」とあるのは「同条第五項において準用する第五項各号」と、「第九項」とあるのは「同条第九項において準用する第九項」と、「相当する贈与税」とあるのは「相当する相続税」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「第六項」とあるのは「同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

- 12 第七十条の七の五第十二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等が第五項において準用する同条第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は第九項において準用する同条第九項の規定により第一項の納税猶予分の相続税額の全部又は一部に相当する相続税を納付する場合の利子税について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と、「第五項」とあるのは「第七十条の七の八第五項において準用する第五項」と、「第六項」とあるのは「第七十条の七の八第六項において準用する第六項」と、「第九項」とあるのは「第七十条の七の八第九項において準用する第九項」と読み替えるものとする。
- 13 第七十条の七の五第十三項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける相続人等が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。
- 14 第七十条の七の五第十四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が同条第十四項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第五項又は第六項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項又は同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。
- 15 第七十条の七の五第十五項の規定は、税務署長が、前項において準用する同条第十四項の規定による厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十条の七の八第一項の場合」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第一項の規定」とあるのは「同条第一項の規定」と読み替えるものとする。
- 16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(医療法人の持分についての相続税の税額控除)

第七十条の七の九 個人(以下この条において「相続人等」という。)が前条第二項に規定する経過措置医療法人(以下この項及び第三項において「経過措置医療法人」という。)の持分を有していた他の個人(第四項において「被相続人」という。)から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続の開始の時において認定医療法人(当該相続に係る相続税の申告書の提出期限又は平成二十六年改正医療法 施行日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までに厚生労働大臣認定を受けた経過措置医療法人を含む。)であり、かつ、当該持分を取得した相続人等が当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間にその有する当該経過措置医療法人

で厚生労働大臣認定を受けたものの持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該相続人等については、相続税法第十五条 から第二十条の二 まで及び第二十一条の十五第三項 の規定により計算した金額から放棄相当相続税額を控除した残額をもって、その納付すべき相続税額とする。

- 2 前項に規定する放棄相当相続税額とは、同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。
- 3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。
- 4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の持分に係る相続税の申告書に、当該持分について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び同項の放棄相当相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【租税特別措置規則（抄）】

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第二十三条の十二の二 施行令第四十条の八の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第七十条の七の五第一項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第二十三条の十二の五までにおいて「持分」という。）に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類（当該受贈者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）
- 二 前号の受贈者の印に係る印鑑証明書
- 三 第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの
 - イ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - ロ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書
 - ハ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書
- 2 施行令第四十条の八の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。
- 3 法第七十条の七の五第六項及び第十一項の認定医療法人の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人に提出してするものとする。
- 4 法第七十条の七の五第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）による認定医療法人の持分の放棄の時における当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定（法第七十条の七の五第二項第四号に規定する厚生労働大臣認定をいう。第二十三条の十二の四第四項第一号において同じ。）を受けたことを証するもの
 - 二 認定医療法人の認定移行計画（法第七十条の七の五第二項第三号に規定する認定移行計画をいう。第二十三条の十二の四第四項第二号において同じ。）の写し
 - 三 第一号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三第三項第二号に規定する出資者名簿をいう。以下第二十三条の十二の五までにおいて同じ。）の写し
 - 四 法第七十条の七の五第四項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類
 - 五 その他参考となるべき書類

- 5 施行令第四十条の八の四第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 一 法第七十条の七の五第十一項第一号に掲げる場合に該当することとなった場合 次に掲げる書類
 - イ 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した第三項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。）の写し
 - ロ 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿の写し
 - 二 法第七十条の七の五第十一項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合 次に掲げる書類
 - イ 前号に定める書類
 - ロ 法第七十条の七の五第十一項第二号の基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拋出型医療法人への移行のための医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し
 - ハ 免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細の根拠を明らかにする書類
- 6 法第七十条の七の五第十三項の規定により納付の義務の承継をした同項の相続人が施行令第四十条の八の四第十一項の規定により同項の届出書を提出する場合には、当該届出書に同条第十二項第一号に定める割合を記載するとともに、遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該承継に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類を添付しなければならない。
- 7 施行令第四十条の八の四第十三項の規定により法第七十条の七の五第一項の受贈者とみなされた同条第十三項の相続人については、第一項第一号に規定する受贈者とみなして、この条の規定を適用する。
- 8 法第七十条の七の五第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受贈者又は認定医療法人について、法第七十条の七の五第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨
 - 二 受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに認定医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 三 法第七十条の七の五第十四項の納税の猶予に係る期限の確定に係る事実の詳細及び当該事実が生じた年月日並びに当該事実に係る報告の受理その他の行為の内容
 - 四 その他参考となるべき事項
- 9 法第七十条の七の五第十五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者及び当該受贈者に係る贈与者の氏名及び住所又は居所
 - 二 前号の受贈者が同号の贈与者による認定医療法人の持分の放棄により受けた法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する経済的利益に係る同項に規定する贈与税の申告書が提出

された日

三 その他法第七十条の七の五第十五項の通知の事務に関し税務署長が必要と認める事項
(医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除)

第二十三条の十二の三 法第七十条の七の六第一項及び施行令第四十条の八の五第二項各号の認定医療法人(法第七十条の七の六第一項に規定する認定医療法人をいう。次項において同じ。)の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を当該認定医療法人に提出してするものとする。

2 法第七十条の七の六第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 施行令第四十条の八の五第二項第一号に掲げる場合に該当することとなった場合 次に掲げる書類

イ 前条第四項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類

ロ 法第七十条の七の六第四項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

ハ 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類(当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。)の写し

ニ 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時における当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二 施行令第四十条の八の五第二項第二号に掲げる場合に該当することとなった場合 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 施行令第四十条の八の五第二項第二号の基金拋出型医療法人の定款(認定医療法人から当該基金拋出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。)の写し

ハ 法第七十条の七の六第一項の放棄相当贈与税額の計算の明細の根拠を明らかにする書類

(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)

第二十三条の十二の四 施行令第四十条の八の七第一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十条の七の八第一項に規定する相続人等がその有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人(第三号及び第四項において「認定医療法人」という。)の持分に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類(当該相続人等が自署し、自己の印を押しているものに限る。)

二 前号の相続人等の印に係る印鑑証明書

三 第一号の認定医療法人が同号の質権の設定について承諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの

イ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書

ロ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印が押されているもの(当該認定医療法人の印を押しているものに限る。)及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

ハ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類（当該認定医療法人の印を押しているものに限る。）で郵便法第四十八条第一項の規定により内容証明を受けたもの及び当該認定医療法人の印に係る印鑑証明書

2 施行令第四十条の八の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号及び第三号に掲げる書類とする。

3 第二十三条の十二の二第三項の規定は、法第七十条の七の八第六項において法第七十条の七の五第六項の規定を準用する場合及び法第七十条の七の八第十一項において法第七十条の七の五第十一項の規定を準用する場合について準用する。

4 法第七十条の七の八第八項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該認定医療法人が厚生労働大臣認定を受けたことを証するもの

二 認定医療法人の認定移行計画の写し

三 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前及び当該相続の開始の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し

四 法第七十条の七の八第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

五 遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に法第七十条の七の八第一項の相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を証する書類

六 その他参考となるべき書類

5 第二十三条の十二の二第五項の規定は、施行令第四十条の八の七第十五項において施行令第四十条の八の四第十一項の規定を準用する場合について準用する。

6 第二十三条の十二の二第六項及び第七項の規定は、法第七十条の七の八第十三項において法第七十条の七の五第十三項の規定を準用する場合について準用する。

7 第二十三条の十二の二第八項の規定は、法第七十条の七の八第十四項において法第七十条の七の五第十四項の規定を準用する場合について準用する。

8 第二十三条の十二の二第九項の規定は、法第七十条の七の八第十五項において法第七十条の七の五第十五項の規定を準用する場合について準用する。

（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第二十三条の十二の五 法第七十条の七の九第一項及び施行令第四十条の八の八第二項各号の認定医療法人（法第七十条の七の九第一項に規定する認定医療法人をいう。次項において同じ。）の持分の全部又は一部の放棄は、厚生労働大臣が定める書類を当該認定医療法人に提出してするものとする。

2 法第七十条の七の九第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 施行令第四十条の八の八第二項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合 次に掲げる書類

イ 前条第四項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書類

ロ 法第七十条の七の九第三項に規定する場合に該当しない旨を記載した書類

ハ 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等が同項の規定の適用

に係る認定医療法人の持分の放棄をする際に当該認定医療法人に提出した前項の書類（当該認定医療法人が当該書類を受理した年月日の記載があるものに限る。）の写し

ニ 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及び当該放棄の時にける当該認定医療法人の出資者名簿の写し

二 施行令第四十条の八の八第二項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合 次に掲げる書類

イ 前号に定める書類

ロ 施行令第四十条の八の八第二項第二号の基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から当該基金拠出型医療法人への移行のための医療法第五十条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の写し

ハ 法第七十条の七の九第一項の放棄相当相続税額の計算の明細の根拠を明らかにする書類

【租税特別措置令（抄）】

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）

第四十条の八の四 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分（以下第四十条の八の八までにおいて「持分」という。）を担保として提供する場合には、当該受贈者が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2 税務署長は、前項の規定により認定医療法人の持分が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該受贈者に返還しなければならない。

3 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分（既に当該受贈者が同条第七項本文又は法第七十条の七の八第七項において準用する法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分に限る。）を担保として提供する場合における同条第十項第二号の規定の適用については、同号中「担保権」とあるのは、「担保権（同条第七項本文又は同法第七十条の七の八第七項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）において準用する同法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係るものを除く。）」とする。

4 法第七十条の七の五第一項に規定する納税猶予分の贈与税額（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する経済的利益（以下第四十条の八の六までにおいて「経済的利益」という。）に係る同項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）又は当該経済的利益に係る認定医療法人が二以上ある場合における納税猶予分の贈与税額の計算においては、当該経済的利益に係る受贈者がその年中において同項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた全ての認定医療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。

6 前項の場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額

二 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとの経済的利益の価額が前項の規定によりみなされたその年分の贈与税の課税価格に占める割合

- 7 第五項の場合において、法第七十条の七の五第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定は、同条第一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるものごとに適用するものとする。
- 8 法第七十条の七の五第五項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 合併により医療法人を設立する場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が当該合併により消滅する認定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。
 - 二 合併後存続する医療法人が当該合併により良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の二に規定する新医療法人となる場合において、法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が当該合併により消滅する認定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないとき。
- 9 法第七十条の七の五第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、納税猶予分の贈与税額に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額とする。
 - 一 法第七十条の七の五第六項に規定する基金（次条第二項第二号及び第四十条の八の八第二項第二号において「基金」という。）として拠出した金額から自己所有持分相当額（当該拠出の直前において受贈者が有していた法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額に一から納税猶予割合を控除した割合を乗じて計算した価額をいう。）を控除した残額
 - 二 前号の拠出の直前において受贈者が有していた同号の持分の価額に納税猶予割合を乗じて計算した金額
- 10 前項の「納税猶予割合」とは、法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額が当該経済的利益の価額と当該贈与者による放棄の直前において受贈者が有していた同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額との合計額に占める割合をいう。
- 11 法第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける受贈者が同条第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書に、同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定めるものを添付して、これを、同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた日後遅滞なく、同項の規定の適用に係る贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
 - 一 届出書を提出する者の氏名及び住所
 - 二 法第七十条の七の五第十一項の規定による贈与税の免除を受けようとする旨
 - 三 免除を受ける贈与税の額（法第七十条の七の五第十一項第二号に掲げる場合にあっては、当該免除を受ける贈与税の額及びその計算の明細）
 - 四 その他参考となるべき事項
- 12 法第七十条の七の五第十三項の規定により同項の相続人が承継する納付の義務は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合に応じて承継するものとする。
 - 一 法第七十条の七の五第十一項各号のいずれかに掲げる場合又は同条第十二項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときにおいて、当該該当することとなつたときまでに同条第十三項の受贈者が有していた同条第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分が共同相続人

又は包括受遺者によつて分割されている場合 当該共同相続人又は包括受遺者が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した当該認定医療法人の持分の価額が当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額のうちに占める割合

二 前号に掲げる場合以外の場合 国税通則法第五条第二項に規定する相続分

1 3 法第七十条の七の五第十三項の規定により納付の義務を承継した同項の相続人については、同条第一項の受贈者とみなして同条（第二項から第四項まで及び第八項を除く。）及びこの条の規定を適用する。

1 4 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与者が同項の規定の適用に係る当該贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から三年以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に係る経済的利益の価額については、相続税法第十九条第一項の規定は、適用しない。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

第四十条の八の五 法第七十条の七の六第二項に規定する贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項に規定する贈与者の同項の放棄による経済的利益の価額を同項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五 及び第二十一条の七の規定（法第七十条の二の三 及び第七十条の二の四 の規定を含む。）を適用して計算した金額とする。この場合においては、前条第四項から第六項までの規定を準用する。

2 法第七十条の七の六第二項に規定する持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける受贈者が有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄をした場合 前項の規定により計算した金額

二 法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る認定医療法人が法第七十条の七の五第二項第六号に規定する基金拋出型医療法人（以下この号及び第四十条の八の八第二項第二号において「基金拋出型医療法人」という。）への移行をする場合において、法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき 前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額

イ 当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前における金額

ロ 当該放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に（1）に掲げる価額が（1）に掲げる価額と（2）に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額

（1） 法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る同項の贈与者による放棄により受けた経済的利益の価額

（2） （1）の放棄の直前において当該受贈者が有していた当該認定医療法人の持分の価額

3 法第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与者が同項の規定の適用に係る当

該贈与者による認定医療法人の持分の放棄の時から三年以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に係る経済的利益の価額については、相続税法第十九条第一項の規定は、適用しない。

- 4 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の規定の適用に係る同項の贈与者による放棄があつた日の属する年中において、同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二章第三節の規定の適用を受ける者である場合における同項の規定の適用については、同項中「第二十一条の八」とあるのは「第二十一条の七」と、「f)により」とあるのは「f)又は同法第二十一条の十三の規定及び同法第二十一条の八の規定により」とする。

(個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例)

第四十条の八の六 法第七十条の七の七第二項の規定により同項の経済的利益について法第七十条の七の五又は第七十条の七の六の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第七十条の七の五第一項	認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人（第四項において「経過措置医療法人」という。）
	当該持分の全部又は一部の放棄をした	死亡した
	当該認定医療法人	当該経過措置医療法人
	放棄があつた	贈与者の死亡の
	放棄により	贈与者の死亡により
	については	については、当該経過措置医療法人が当該贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の九までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ
同法第三十三条	相続税法第三十三条	
法第七十条の	による認定医療法人の持分の放棄があつた	の死亡の
	同項の認定医療法人	同項の経過措置医療法人

五 第 四 項		
法 第 七 十 条 の 七 の 六 第 一 項	認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）	第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人
	当該持分の全部又は一部の放棄をした	死亡した
	、当該認定医療法人	、当該経過措置医療法人
	において、	において、当該経過措置医療法人が当該贈与者の死亡による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から起算して三年を経過する日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であり、かつ、
	当該放棄	当該贈与者の死亡
法 第 七 十 条 の 七 の 六 第 四 項	による認定医療法人の持分の放棄があつた	の死亡の
	、当該	、同項の

2 前二条の規定は、法第七十条の七の七第二項 の規定により同項の経済的利益について法第七十条の七の五又は第七十条の七の六 の規定を適用する場合について準用する。

3 法第七十条の七の七第二項後段の規定により法第七十条の七の五第一項又は第七十条の七の六第一項に規定する受贈者とみなされる法第七十条の七の七第一項の他の個人は、同条第二項の規定により法第七十条の七の五又は第七十条の七の六の規定の適用を選択する旨をこれらの規定の適用に係る法第七十条の七の五第一項に規定する贈与税の申告書に記載しなければならない。

(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)

第四十条の八の七 法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人等（以下この条において「相続人等」という。）が行う担保の提供については、国税通則法施行令第十六条に定める手続によるほか、同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分を担保として提供する場合には、当該相続人等が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

2 税務署長は、前項の規定により認定医療法人の持分が担保として提供されている場合において、当該担保を解除したときは、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けている相続人等が当該持分を担保として提供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該相続人等に返還しなければならない。

3 法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分（既に当該相続人等が法第七十条の七の五第七項 本文又は法第七十条の七の八第七項

において準用する法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係る担保として提供している場合における当該持分に限る。)を担保として提供する場合における法第七十条の七の八第十項第一号において準用する法第七十条の七の五第十項第二号の規定の適用については、同号中「担保権」とあるのは、「担保権(同条第七項本文又は同法第七十条の七の八第七項(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)において準用する同法第七十条の七の五第七項本文の規定の適用に係るものを除く。)」とする。

- 4 法第七十条の七の八第二項 に規定する相続人等の相続税の額は、同条第一項 の規定の適用に係る持分の価額(相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、控除未済債務額があるときは、当該持分の価額から当該控除未済債務額を控除した残額。第二号において「特定価額」という。)を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条 から第十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額(当該相続人等が同法第十九条の二から第二十条の二まで又は第二十一条の十五の規定の適用を受ける者である場合において、当該相続人等に係る法第七十条の七の八第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上これらの規定により控除された金額の合計額が第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額)とする。
 - 一 相続税法第十一条 から第十九条 まで並びに第二十一条の十五第一項 及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額
 - 二 特定価額を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を適用して計算した当該相続人等の相続税の額
- 5 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。
 - 一 相続税法第十三条 の規定により控除すべき相続人等の負担に属する部分の金額
 - 二 前号の相続人等が法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈(当該相続又は遺贈に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る当該被相続人からの贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得した財産の価額から法第七十条の七の八第一項 の規定の適用に係る持分の価額を控除した残額
- 6 法第七十条の七の八第二項 に規定する納税猶予分の相続税額(以下この条において「納税猶予分の相続税額」という。)に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 7 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人が二以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算においては、当該持分に係る相続人等が同項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次項第二号及び第九項において同じ。)により取得をした全ての認定医療法人の持分の価額の合計額(相続税法第十三条の規定により控除すべき債務がある場合において、第五項に規定する控除未済債務額があるときは、当該持分の価額の合計額から当該控除未済債務額を控除した残額)を当該相続人等に係る相続税の課税価格とみなす。

- 8 前項の場合において、法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるものごとの納税猶予分の相続税額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 一 前項の規定を適用して計算した納税猶予分の相続税額
 - 二 法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるものごとの持分の価額が同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての持分の価額の合計額に占める割合
- 9 納税猶予分の相続税額を計算する場合において、法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者があるときにおける当該財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格とする。
- 10 法第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける相続人等が次の各号に掲げる規定の適用を受ける者である場合において、当該各号に定める税額と調整前持分猶予税額（第四十条の七第十六項第三号に規定する調整前持分猶予税額をいう。）との合計額が猶予可能税額（当該相続人等が法第七十条の七の八第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けないものとした場合における当該相続人等が納付すべき相続税の額をいう。）を超えるときにおける同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前持分猶予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 一 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予税額（第四十条の七第十六項に規定する調整前農地等猶予税額をいう。）
 - 二 法第七十条の六の四第一項 調整前山林猶予税額（第四十条の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予税額をいう。）
 - 三 法第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項 調整前株式等猶予税額（第四十条の七第十六項第二号に規定する調整前株式等猶予税額をいう。）
- 11 第七項の場合において、法第七十条の七の八第五項から第七項 まで、第九項及び第十一項において準用する法第七十条の七の五第五項 から第七項まで、第九項及び第十一項の規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるものごとに適用するものとする。
- 12 第四十条の八の四第八項の規定は、法第七十条の七の八第五項において法第七十条の七の五第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第八項中「第七十条の七の五第五項第六号」とあるのは「第七十条の七の八第五項において準用する法第七十条の七の五第五項第六号」と、「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。
- 13 第四十条の八の四第九項及び第十項の規定は、法第七十条の七の八第六項において法第七十条の七の五第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第九項中「第七十条の七の五第六項に規定する政令」とあるのは「第七十条の七の八第六項において準用す

る法第七十条の七の五第六項に規定する政令」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、同条第十項中「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「贈与者による放棄により受けた経済的利益」とあるのは「被相続人から相続又は遺贈により取得した持分」と、「当該経済的利益」とあるのは「当該持分」と、「贈与者による放棄の」とあるのは「相続又は遺贈の」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。

1 4 法第七十条の七の八第十項第一号において準用する法第七十条の七の五第十項第一号 から第六号までの規定の適用については、同項第一号 中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の」とあるのは「相続税の」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、同項第二号中「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の規定の」と、「受贈者が第七項本文」とあるのは「相続人等が同条第七項において準用する第七項本文」と、同項第三号中「第七項ただし書」とあるのは「第七十条の七の八第七項において準用する第七項ただし書」と、同項第四号 中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の」と、「受けた贈与税」とあるのは「受けた相続税」と、「第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）」とあるのは「第七十条の七の八第一項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）」と、同項第五号中「第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第五項、第六項又は前項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項、同条第六項において準用する第六項又は同条第九項において準用する前項」と、同項第六号中「第一項の」とあるのは「第七十条の七の八第一項の」と、「受けた贈与税」とあるのは「受けた相続税」と、「第七十条の七の五第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）」とあるのは「第七十条の七の八第一項（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）」と、「同項に規定する経済的利益に係る同項」とあるのは「同項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。

1 5 第四十条の八の四第十一項の規定は、法第七十条の七の八第十一項 において法第七十条の七の五第十一項 の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第十一項中「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「受贈者が同条第十一項」とあるのは「相続人等が同条第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「第七十条の七の五第十一項の」とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項の」と、「第七十条の七の五第十一項第二号」とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項第二号」と読み替えるものとする。

1 6 第四十条の八の四第十二項及び第十三項の規定は、法第七十条の七の八第十三項 において法第七十条の七の五第十三項 の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四十条の八の四第十二項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、「第七十条の七の五第十一項各号」とあるのは「第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の五第十一項 各号」と、「同条第十二項各号」とあるのは「法第七十条の七の八第十二項 において準用する法第七十条の七の五第十二項各号」と、「同条第十三項」とあるのは「法第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と

と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、同条第十三項中「第七十条の七の五第十三項」とあるのは「第七十条の七の八第十三項において準用する法第七十条の七の五第十三項」と、「同条第一項の受贈者」とあるのは「法第七十条の七の八第一項の相続人等」と読み替えるものとする。

(医療法人の持分についての相続税の税額控除)

第四十条の八の八 法第七十条の七の九第二項に規定する相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第四項から第十項までの規定により計算した法第七十条の七の八第二項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額とする。

2 法第七十条の七の九第二項に規定する放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等（以下この条において「相続人等」という。）が有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合前項の規定により計算した金額

二 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分を当該基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額

イ 当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前における金額

ロ 当該放棄の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に（1）に掲げる価額が（1）に掲げる価額と（2）に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額

（1） 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る同項の被相続人からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。（2）及び次項において同じ。）により取得した持分の価額

（2） （1）の相続又は遺贈の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額

3 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で同項の放棄相当相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号ロにおいて準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。

【相続税法】

(人格のない社団又は財団等に対する課税)

第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

- 2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、第一条の三又は第一条の四の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。
- 4 前三項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と読み替えるものとする。
- 5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。
- 6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

【相続税法施行令】

(同族関係者の範囲等)

第三十一条 法第六十四条第一項 に規定する政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 株主又は社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの
- 二 株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2～6 一略一

第三十二条 一略一

(人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等)

第三十三条 1～2 一略一

3 贈与又は遺贈により財産を取得した法第六十五条第一項 に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件を満たすときは、法第六十六条第四項 の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号(定義)に規定する役員((1)において「会社役員」という。)又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

三 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三 その寄附行為、定款又は規則において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないものに限る。)に帰属する旨の定めがあること。

四 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

【法令解釈通達】

贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(抜粋)

昭和39年6月9日付 直審(資)24、直資77

昭和39年12月24日付 直審(資)45、直資173改正

昭和55年4月23日付 直資2-182改正

昭和57年5月17日付 直資2-177改正

平成元年5月8日付 直資2-209改正

平成 4 年 6 月 19 日付 課資 2-158 改正
平成 8 年 6 月 18 日付 課資 2-116 改正
平成 10 年 6 月 18 日付 課資 2-244 改正
平成 12 年 6 月 23 日付 課資 2-258 改正
平成 15 年 6 月 24 日付 課資 2-1 改正
平成 16 年 6 月 10 日付 課資 2-6 改正
平成 20 年 7 月 8 日付 課資 2-8 改正

第 1 ー略ー

第 2 持分の定めのない法人に対する譲与税の取扱い

(法第 66 条第 4 項の規定の趣旨)

12 法第 66 条第 4 項の規定は、持分の定めのない法人（持分の定めのある法人で持分を有する者がいないものを含む。以下同じ。）に対する財産の贈与又は当該法人を設立するための財産の提供（以下「贈与等」という。）により贈与等をした者又はこれらの者の親族その他これらの者と法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者が当該法人の施設又は余裕金を私的に利用するなど当該法人から特別の利益を受けているような場合には、実質的には、当該贈与等をした者が当該贈与等に係る財産を有し、又は特別の利益を受ける者に当該特別の利益を贈与したのと同じこととなり、したがって当該贈与等をした者について相続が開始した場合には、当該財産は遺産となって相続税が課され、又は特別の利益を受ける者に対し贈与税が課されるのにかかわらず、法人に対し財産の贈与等をするによりこれらの課税を免れることとなることに顧み、当該法人に対する財産の贈与等があった際に当該法人に贈与税を課することとしているものであることに留意する。

(持分の定めのない法人)

13 法第 66 条第 4 項に規定する「持分の定めのない法人」とは、例えば、次に掲げる法人をいうことに留意する。

(1) 定款、寄附行為若しくは規則（これらに準ずるものを含む。以下 13 において「定款等」という。）又は法令の定めにより、当該法人の社員、構成員（当該法人へ出資している者に限る。以下 13 において「社員等」という。）が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人

(2) 定款等に、社員等が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができる旨の定めはあるが、そのような社員等が存在しない法人

(注) 持分の定めがある法人（持分を有する者がいないものを除く。）に対する財産の贈与等があったときは、当該法人の出資者等について法第 9 条の規定を適用すべき場合があることに留意する。

(相続税等の負担の不当減少についての判定)

14 法第 66 条第 4 項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」かどうかの判定は、原則として、贈与等を受けた法人が法施行令第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。ただし、当該法人の社員、役員等（法施行令第 32 条に規定する役員等をいう。以下同じ。）及び当該法人の職員のうちに、その財産を贈与した者若しくは当該法人の設立に当たり財産を提供した者又はこれらの者と親族その他法施行令第 33 条第 3 項第 1 号に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産

の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさないときであっても、同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しないものとして取り扱う。

(その運営組織が適正であるかどうかの判定)

15 法施行令第33条第3項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与等を受けた法人について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。

(1) 次に掲げる法人の態様に応じ、定款、寄附行為又は規則(これらに準ずるものを含む。以下同じ。)において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。

イ 一般社団法人 一略一

ロ 一般財団法人 一略一

ハ 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人その他の持分の定めのない法人

(イ) その法人に社員総会又はこれに準ずる議決機関がある法人

A 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

B 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

C 理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数(理事現在数)の過半数の議決を必要とすること。

D 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。

E 次に掲げる事項(次のFにより評議員会などに委任されている事項を除く。)の決定は、社員総会の議決を必要とすること。

この場合において、次の(E)及び(F)以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数(理事現在数)の3分の2以上の議決を必要とすること。

(A) 収支予算(事業計画を含む。)

(B) 収支決算(事業報告を含む。)

(C) 基本財産の処分

(D) 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(E) 定款の変更

(F) 解散及び合併

(G) 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項

F 社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記(E)及び(F)以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については次によること。

(A) 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。

(B) 構成員の選任については、上記ハ(イ)のBに準じて定められていること。

(C) 議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。

G 上記ハ(イ)のCからFまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

H 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

I 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。

(ロ) 上記ハの(イ)以外の法人 一略一

(注)1 上記ハの(イ)及び(ロ)に掲げるほか、法施行令第33条第3項第1号に定める親族その他特殊の関係にある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款、寄附行為又は規則に定められていなければならないことに留意する。

2 上記ハの法人の定款、寄附行為又は規則が、標準的な定款、寄附行為又は規則（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定の適用に関し通達の定めによる標準的な定款、寄附行為又は規則をいう。）に従って定められている場合には、上記15の(1)に該当するものとして取り扱うことに留意する。

(2) 贈与等を受けた法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること。

(注) 他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2号（同族関係者の範囲）に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。

(3) 贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその法人の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。

イ～リ 一略一

ヌ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が次の(イ)及び(ロ)の要件又は(ハ)の要件を満たすもの

(イ) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の2第1項第1号ホ及び第2号（社会医療法人の認定要件）に定める要件（この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）

(ロ) その開設する医療提供施設のうち1以上のものが、その所在地の都道府県が定める医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において同条第2項第2号に規定する医療連携体制に係る医療提供施設として記載及び公示されていること。

(ハ) その法人が租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす

もの

(特別の利益を与えること)

16 法施行令第33条第3項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合

イ 贈与等をした者

ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下16において「贈与等をした者等」という。）の親族

ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の(2)において「特殊の関係がある者」という。）

(イ) 贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ) 贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

(ホ) 贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ヘ) 上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。

チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。

リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(判定の時期等)

17 法第 66 条第 4 項の規定を適用すべきかどうかの判定は、贈与等の時を基準としてその後に生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には法施行令第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第 66 条第 4 項の規定を適用しないこととして取り扱う。

(社会一般の寄附金程度の贈与等についての不適用)

18 法施行令第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていないと認められる法人に対して財産の贈与等があつた場合においても、当該財産の多寡等からみて、それが社会一般においてされている寄附と同程度のものであると認められるときは、法第 66 条第 4 項の規定を適用しないものとして取り扱う。

(持分の定めのない法人に対する贈与税課税の猶予等)

19 法令及びこの通達により判断して法第 66 条第 4 項の規定を適用すべき場合においては、贈与等をした者の譲渡所得について租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書が提出された場合においても、課税の猶予をしないことに留意する。

(贈与等をした者以外の者に特別の利益を与える場合)

20 持分の定めのない法人が、当該法人に対する財産の贈与等に関して、当該贈与等をした者及びその者の親族その他これらの者と法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者以外の者で当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族その他これらの者と法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えると認められる場合には、法第 66 条第 4 項の規定の適用はないが、当該特別の利益を受ける者に対して法第 65 条の規定が適用されることに留意する。

この場合において、贈与等に関して特別の利益を与えると認められる場合とは、「16」の(1)及び(2)に掲げる場合をいうものとして取り扱う。

(持分の定めのない法人から受ける利益の価額)

21 「20」の場合において、法第 65 条第 1 項に規定する「贈与により受ける利益の価額」とは、贈与等によって法人が取得した財産の価額によるのではなく、当該法人に対する当該財産の贈与に関して当該法人から特別の利益を受けたと認められる者が当該法人から受けた当該特別の利益の実態により評価するのであるから留意する。